第１回要望と回答　　参考資料１

①立地制約

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果：制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
①	耕作放棄地等における環境アセスメント基準の緩和（特に、ゴルフ場跡地利用における環境アセスの簡易化）	原野の中や既に開発されたゴルフ場の跡地など、どう考えても今更環境アセスが必要ないと思われるところまで、一律環境アセスを要求するのはどうか（出力規模で判断するのではなく、対象地の状況、地域特性、事業内容などに応じて必要性を判断すべきではないか）。アセスは１年間２億円くらいかかり、時間とコストを要する。 特に、現状ゴルフ場跡地を利用した太陽光発電開発に関しては特段配慮なく通常の環境アセスメントが行われている。他方ゴルフ場に関しては一度開発されたものであり、一定程度近隣住民の理解や環境との調和は達成されていると考えられる。そのため太陽光発電とゴルフ場設備の差異に絞って簡易な環境アセスメントの実施や手続きの免除/省略を認めるべきである。		環境省	環境影響評価法は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある行為の実施・意思決定に当たりあらかじめ環境への影響について適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを目的として、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境アセスメントの実施を義務付けるものです。 太陽電池発電所について、出力４万kW以上を第１種事業、３万kW以上４万kW未満を第２種事業としております。	環境影響評価法	現行制度下で対応可能	環境影響評価法（以下、「法」という。）は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者が、事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について事業者自ら調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮するための手続を行うことを求めています。太陽光発電事業については、近年、事業の実施に伴う土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が多く生じている状況を受け、令和2年４月より環境影響評価法の対象事業に追加されました。環境影響評価手続を実施し、環境保全と両立した形で適正に太陽光発電事業を導入することにより、地域の理解と受容が進み、結果的に太陽光発電事業の円滑な普及促進につながることと考えます。法では、論点をしぼったメリハリのある環境影響評価を実施することができるよう、環境影響の評価を行う項目の検討は、事業特性・地域特性に応じて事業者自ら選定することとしています。例えば、ご指摘のような一度開発されたゴルフ場の跡地であって、土地の造成や樹木の伐採をしない場合には、特段の事情がない限り、重要な種及び重要な群落の生育環境への影響が少ないと考えられ、「植物」に対する影響の評価を項目として選定しないことや、近傍に民家等が存在しない場合には、施設の稼働時における施設（パワーコンディショナ等）の騒音や反射光による影響が考えられないため、「騒音」や「反射光」に対する影響の評価を項目として選定しないことも可能であり、それによる環境影響評価の簡素化（時間及びコストの削減）を図ることができると考えられます。他方、ゴルフ場の跡地で実施する場合においても、雨水等が太陽光パネルから直接地表に落下することによる土砂流出に伴う水の濁りの可能性、希少種などの重要な動植物が生息・生育している場合における影響の可能性、世界遺産、国立公園等の景観資源、名勝、重要文化的景観等がある場合の景観への影響の可能性などが考えられる場合もあり、適正な環境配慮の確保や住民等の地域の理解の観点等からは、一律に環境影響評価の手続を不要にすることは難しいと考えます。 （参考）報道によると、例えば長野県木曽町のゴルフ場の跡地で計画されている事業について、「御嶽山の豊かな自然と美しい景観が破壊されてしまうという不安がある。」と住民団体が副町長に建設反対に関する署名を提出するなど反対運動が見られる。 （出典：中日新聞ウェブ版（2019年5月28日掲載記事）） https://megalodon.jp/2019-0528-1101-28/https:/www.chunichi.co.jp:443/article/nagano/20190528/CK2019052802000014.html このような観点からは、地域特性・事業特性に応じたメリハリのある環境影響評価を推進していくことが重要と考えています。
①	国有林・保安林における制度見直し	森林開発についても、雨水の処理は規制に行うが、周辺住民の安心まで確保するため周辺住民の同意も、農地と同様、求められたりすることは時間とコストを要するので不要ではないか		農林水産省	①保安林において開発行為を行うに当たっては、災害の防備等の保安林の機能との調整を図りつつ、国民の生命・財産を守る公共目的の達成に支障を及ぼさないと認められる場合は、指定の解除を行っています。解除に当たっては、直接の利害関係を有する者の同意が必要ですが、周辺住民の同意は求めていません。 保安林を除く民有林において開発行為をしようとする者は、林地開発許可制度に基づき都道府県知事の許可を受ける必要があります。林地開発の許可を受けようとする場合は、法令や通知に基づき当該開発行為の施行の妨げとなる権利者（所有者等）の同意が必要ですが、周辺住民の同意は求めていません。 ②国有林野の管理経営に関する法律第３条において国有林野の管理経営の目標の一つとして、国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することが掲げられているほか、国有林野の活用に関する法律第4条に基づく国有林野の活用に関する基本的事項において、当該地域の住民の意向等を考慮することが掲げられています。 このため、再生可能エネルギーの施設設置などに対し、国有林野を貸し付け又は使用させる場合は、「国有林野を自然エネルギーを利用した発電等施設の用に供する場合の取扱いについて」（平成13年9月7日付け13林国業第65号林野庁長官通知）において、地元地方公共団体との調整が図られる見込みがあることを条件の一つとしているところです。 現状、通知における「地方公共団体との調整が図られる見込み」を確認する手段について、事業者が、建設予定地の市町村の意向を確認する他に、建設地域周辺の地元住民の代表である区長や地元住民の同意を得た書類を国に示す事例も確認されています。	①森林法第10条の２第１項、第26条、第26条の２ ②国有林野の管理経営に関する法律第３条、国有林野の活用に関する法律第４条	①：事実誤認 ②：対応	①制度の現状欄に記載のとおりです。 ②地元地方公共団体との調整が図られる見込みがあることの確認方法について、国として統一的に「地元市町村の長の同意を得ること」を明確にすることを検討し、必要な通知を令和2年度内に改正します。
①		地面浸透を促す設計を行うことで、現地での水浸透試験による流出係数を利用可能とする。（林地開発許可の具体的要件の整備）	林地開発許可においては、太陽光発電所の流出係数（地面に水が浸透しない割合）を1.0とすることになっているが、実際には、地面への雨水の浸透がある。このような制度変更によって、合理的な土木工事とすることで、自然環境の過剰な改変も防ぐことができる。	農林水産省	森林への太陽光発電施設の設置については、全国知事会や全国市長会等より、地域との共生に向けて景観、環境や防災上の観点から関係法令の整備等が求められており、林地開発許可制度に関しては、令和元年12月に基準の整備を行い都道府県を指導しているところです。 具体的には、林地開発許可制度では、雨水が浸透することも考慮して、流出係数を、地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については0.9～1.0、不浸透性の材料で覆われていない部分については0.3～1.0と基準を示しており、現地の地表状態や地形等に応じて設定できることとしております。流出係数については、国有林においても同様の運用としているところです。	森林法第10条の２第２項第１号	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
④①	温対法の見直し（環境アセス）	温対法による再エネ設備整備計画において、環境影響評価も含めた形で検討することとする。都道府県も乱開発を防ぐ手段として条例アセスを活用しているので、より利便性の良い代替手段があれば、それを使うと思われる。 環境影響評価だけでなく、市町村等の再エネ目標や地域還元策も含めた形で、総合的に検討できる場が用意され、地域合意形成が図られる。	環境アセス法にて、太陽光発電事業が対象となったのに伴い、都道府県が独自の対象条件を引き下げて条例アセスを実施しているが、その内容が法アセスと同じで、事業規模に見合わないコストがかかってしまったり、専門性の低い委員が招集され、非合理的な対応を求められることがある。	環境省	・地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）第21条第３項に基づき、都道府県・政令市・中核市等は、区域内の排出削減等の施策について計画（地方公共団体実行計画（区域施策編））を策定することが義務付けられています。具体的には、①再エネ利用促進に関する事項、②事業者・住民の削減活動の促進に関する事項、③地域環境の整備・改善に関する事項、④循環型社会の形成に関する事項を、それぞれ定め、公表するものとされています。また、同計画に基づく措置及び施策の実施状況は、毎年１回公表するものとされています。 ＜地方公共団体実行計画HP＞ http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/overview.html	地球温暖化対策の推進に関する法律	検討に着手	・地球温暖化対策推進法については、令和2年（2020年）11月５日から、その見直しに向けた検討会を行っています。その中で、地方公共団体実行計画制度について、再エネを含む地域の脱炭素化を促進するプロジェクトの推進や、その際の合意形成の円滑化や地域への貢献の確保等の観点から、見直しの検討を行うこととしています。本検討会では年内に取りまとめを行う予定です。
①④	再生可能エネルギー普及の障壁となっている農地関連の規制の撤廃について	農地法は、農地の転用に大きな制約を課し、山間部など、耕作に適さない土地の多くが耕作放棄地となっている。太陽光発電施設、風力発電施設などの再生可能エネルギーの促進のため、過度な規制は撤廃すること。当方は、二種兼業農家であったが、生活は疲弊し、農地の売買、賃貸の希望は強い。既に会社は辞めており、農業にも従事していないが、農家である。また、施設の廃止後の撤去経費を、あらかじめ役所に納付させるような過度な干渉はやめるべき。 工場、リゾートホテル、マンション、産業廃棄物処理場などにも求めていない過度な干渉で、再生可能エネルギーの普及に水を差すだけでなく、他の建築物と比較して、著しく不公平な規制である。	太陽光発電所、風力発電所、洋上風力発電所など発電施設ごとに、適する土地は異なる。それぞれが、安価で、安全で、最大限効果を発揮できるよう、総合的な観点で、規制を見直すべき。開発経費がかからず、事業者に過度の負担を求めず、適する土地を活用し再エネ施設を立地すれば、石炭火力発電や原子力発電などの環境、安全性に疑念のある施設を減らし、かつ消費者にも納得いく価格での電力供給を可能とする。	農林水産省	農業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を促進することは、農村の活性化につながる重要な取組であると考えています。 このため、太陽光パネル等再生可能エネルギー設備の設置については、農山漁村再エネ法に基づき、市町村の計画認定を受けることにより、利用することが著しく困難である荒廃農地について転用が可能としています。 また、営農を継続しながら農地の上部空間で発電を行う営農型太陽光発電設備の場合は、優良農地であっても転用可能としているところです。	農地法第４条、第５条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第５条	対応	・荒廃農地であれば、農山漁村再エネ法を活用することにより、再生可能エネルギー発電設備を設置することは現行制度においても可能となっています。 ・なお、農地転用許可制度において、廃止後の設備の撤去費用について、行政機関等に納付させるような仕組みはありませんので、その旨通知してまいります。
①		・耕作放棄地を利用した太陽光発電の事業計画に関しては、代替地となる農地を開発すること等を条件に農地転用を認める制度を創設し、都道府県知事に許可権限者とする	・現状耕作放棄地を利用した太陽光発電事業に関しては、太陽光発電事業と農業を両立するソーラーシェアリングが認められているが、この許可条件は農業と太陽光発電事業の双方にとって困難な条件を課しており、結果として耕作が容易なレアな品目ばかりが選ばれ資源配分を歪めている。 ・したがってソーラーシェアリングよりも、耕作放棄地自体は農地転用を進めて太陽光発電事業を行い、他方で都道府県知事の確かな関与/監督の下で代替地を確保し農業を行う義務を事業者に課し、仕組みを構築したほうが、再エネの普及および農地開発双方にとって望ましい。	農林水産省	農業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を促進することは、農村の活性化につながる重要な取組であると考えています。 このため、太陽光パネル等再生可能エネルギー設備の設置については、農山漁村再エネ法に基づき、市町村の計画認定を受けることにより、利用することが著しく困難である荒廃農地について転用が可能としています。 また、営農を継続しながら農地の上部空間で発電を行う営農型太陽光発電設備の場合は、優良農地であっても転用可能としているところです。	農地法第４条、第５条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第５条	現行制度下で対応可能	農林水産省としては、営農型太陽光発電設備も、農山漁村再エネ法を活用し農地を転用して行う太陽光発電のどちらも進めていくべきものと考えており、荒廃農地であれば、農山漁村再エネ法を活用することにより、代替地となる農地の開発を要件とせず、営農型太陽光発電設備ではない通常の太陽光発電設備用に転用することが可能です。農林水産省としては、今後もこれら両方の仕組みが円滑に促進されるよう、一層の普及推進に努めてまいります。
①		法の目的に「エネルギー安定供給」も含め、太陽光発電や風力発電にも農地のまま土地を利用可能とする。 具体的には、農山漁村再エネ法や温対法に基づく市町村の計画によって、発電事業への農地の利用を可能とする。太陽光発電所にしておくことで、農地の荒廃化を抑制することができ、必要に応じて農地に戻すことも可能になる。農地のまま、太陽光発電事業を可能にすることで、利益の一部を地域農業に活用するモデルもやり易くなる。	現在の法の目的が「国民に対する食料の安定供給の確保に資すること」となっており、エネルギー安定供給も食料と同様に国の安全保障上最重要事項にも関わらず、エネルギー安定供給のために農地を利用することができない。	農林水産省	農地法の目的は、同法第１条において、「この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。」と規定されており、エネルギーの安定供給は規定されていません。	農地法第１条、第４条、第５条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第５条	現行制度下で対応可能	現行の農地法の目的のままでも、農山漁村再エネ法に基づく市町村の計画を作成すること等によって、荒廃農地等に再生可能エネルギー発電設備を整備することは可能となっており、また、太陽光発電設備の下部農地で営農を継続しながら発電事業を行う営農型太陽光発電設備については、荒廃農地に限らず設置可能となっています。
①		都道府県における農用地区の面積目標を撤廃した上で、農業振興を面積ではなく質で評価する制度を導入する。 都道府県ではなく、より地域の状況を知る市町村が農用地区の整理を行えるようにすることで、実態にあった農地活用が進む。	現在、法では、都道府県において確保すべき農用地区の面積目標が設定されているが、それにより市町村や農業委員会が農用地区の農地転用を求めても、都道府県が反対し、農地転用できないケースが多い。	農林水産省	農用地区域の設定及び除外に係る農業振興整備計画の策定・変更は、都道府県の同意を得て市町村が行うこととなっています。 農地転用を目的とした農用地区域からの除外については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第２項の要件に基づき行われます。	農業振興地域の整備に関する法律第8条～13条他	①対応不可 ②対応	①「農業振興を面積ではなく質で評価する制度を導入する」については、各都道府県は、農用地等の確保等に関する基本指針（農地の確保等に関する国の基本的な考え方）と整合を図った上で、面積目標を含む農業振興地域整備基本方針を策定し、農地の確保を図るための取組を推進していることから、面積目標自体を撤廃することは困難です。 なお、市町村が、農用地区域からの除外を行う際の都道府県の同意は、農業振興地域の整備に関する法律第１３条第２項の要件に基づいて行われており、都道府県が面積目標のみを理由として不同意にするような仕組みになっていません。 ②都道府県の面積目標の達成状況を評価する際には、地域の実情を踏まえ評価を行うこと等を周知しているところですが、このことについて改めて通知します。
①		将来の荒廃の蓋然性が高い農地については、市町村の計画に基づいた太陽光発電事業であれば利用可能とする。 現在、農水省が農地集積化の一環で農地調査を行っているが、その結果で、将来的に荒廃していく農地が明らかになる。そうした農地を荒廃する前に手当することが可能となり、地域の荒廃を抑制することができる。	現在、耕作がすぐにできる状態にある耕作放棄地は、原則として農山漁村再エネ法でも太陽光発電所にはできないことになっているが、こうした土地も太陽光発電に使えた方が、地域単位での効率的な農地利用になる場合がある。	農林水産省	農業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を促進することは、農村の活性化につながる重要な取組であると考えています。 このため、太陽光パネル等再生可能エネルギー設備の設置については、農山漁村再エネ法に基づき、市町村の計画認定を受けることにより、利用することが著しく困難である荒廃農地について転用が可能としています。 また、営農を継続しながら農地の上部空間で発電を行う営農型太陽光発電設備の場合は、優良農地であっても転用可能としているところです。	農地法第４条、第５条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第５条	現行制度下で対応可能	農山漁村再エネ法では、荒廃農地への再生可能エネルギー発電設備の設置のための転用を可能としているところですが、その対象となる農地には、再生利用が困難な荒廃農地に加え、再生利用が可能な農地のうち、生産条件が不利で、相当期間耕作に供されず、受け手が見込まれないため、今後耕作の見込みがないものも対象としています。 このように、再生すれば耕作可能な農地についても対象となっていますが、再生利用が困難な荒廃農地や今後耕作の見込みがない農地の一層の活用に向け、制度の周知に取り組んでいきます。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
①	再生可能エネルギー普及の障壁となっている農地関連の規制の撤廃について	以下の書類については提出を求めるべきものではない。 ・営農型太陽光発電事業を行おうとする農地の登記事項証明書 ・法人の登記事項証明書（申請人が法人の場合） ・議事録又は取締役会議事録（申請人が法人で商号変更や役員変更があった場合） ・位置図（全国農地ナビというサイトを使って農地の位置を正確に表す必要がある） ・土地測量図 ・公図（営農型太陽光発電を行おうとする農地の場所が明示されている公図） ・申請地を含めた周辺の現況写真 ・事業計画書（事業を行う理由、土地選定理由を詳細に記載する。周辺農地への被害防除対策、隣接農地所有者及び耕作者への転用事業の説明状況も記載する。） ・地上権及び使用貸借に関する契約書の写し ・設備下部の農地での営農計画書（ｱ 営農継続の実現性の確認、ｲ 収量の減少が２割以内であることの確認、ｳ 品質の著しい低下が無いことの確認、ｴ 作業の効率的利用が可能かの確認、ｵ 設備の設置に伴い、計画的に生産性の高い作物に転換を行わざるを得ない場合は、転換前の作物と比較し、収益の減少及び品質の劣化が生じないことを確認） ・設備下部の農地における営農への影響見込み及びその根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者（認定農業者）の意見書 ・支柱を含む設備の撤去に必要な資力を有することを証明する書面転用に要する経費（太陽光パネル購入費、設置工事費、撤去費用等）に係る見積書の写し ・支柱を含む設備の撤去費用の負担について当事者間で合意されている事を証明する書面（５条申請がある場合のみ提出） ・営農者と土地所有者間での利用権設定申出書及び利用権設定書 ・土地改良区の意見書交付願（申請地が土地改良区内にある場合） ・経済産業大臣による再生可能エネルギー発電設備認定に係る書類（大臣による認定書等） ・電力受給申込書（認定ＩＤを記載した書類） ・申請地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設間の距離を表示する図面（設備の平面図・立面図） ・取水排水計画図	農地法第三条及び第五条許可申請における添付書類・作成書類が多すぎる。添付書類・作成書類が多すぎることもあり、現状では農地の所有権移転手続きすらもままならない。また、「公用」で取得できるものや個人情報保護法の観点からプライバシー上問題のあるもの、各自治体農業委員会が自ら確認できるものの作業負担を民間に押し付けているものといった添付書類が混在し、最低限申請確認に必要な書類の整理ができていない。	農林水産省	農地法第３条又は第５条の許可要件については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定めているところです。 御提案の農地法第３条及び第５条の許可申請に係る添付書類については、当該申請の許可の可否の判断をするに当たり、許可基準に適合するか否かを確認するために必要なものに限定し、添付を求めることとしています。 また、営農型太陽光発電設備の設置に係る許可申請については、下部の農地における営農の適切な継続が確実であることを確認するため、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年５月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）　において、営農計画書等の添付を求めることとしているところです。	農地法第４条、第５条、農地法関係事務に係る処理基準等	検討に着手	農地転用許可申請に添付する書類については、適正かつ迅速な事務処理を行う上で添付して頂くことが不可欠な書類もあることから、御提案の書類全てを廃止することは困難ですが、政府においては、規制改革実施計画（令和２年７月１７日閣議決定）に基づき、デジタルガバメントを推進することとしており、農林水産省においても、農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画において、令和４年度中に全ての手続をオンラインで受け付けられるようにすることを目標としており、農地転用許可申請の手続についても、こうした取組の一環として、できるだけ簡素化を図る観点から見直しを進めているところです。
①		農地法第４条において、農地種別（１種農地・２種農地・３種農地）を定めているため、農用地区域に含まれる農地の除外手続き（以下：農振除外）を設ける合理性がない。逆に農業を絶対的に行わないといけない地域を定めるのであれば、１種農地を絶対的に農業をするだけの場所と定めて、規制強化しないと意味がない。現状では、１種農地については一時転用許可を取得し営農型太陽光を設置できるため、周辺農地全体の農村風景の一体性を維持することもできない。また、２種・３種農地については、各筆ごとに農振除外を行わないと永久転用（農地法適用農地から外して、登記地目を雑種地化すること）措置ができず、発電所の自由着工と迅速な設置を著しく阻害している。		農林水産省	集団的農用地や農業公共投資の対象農地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域として設定され、農用地区域として設定された農地については、１種農地、２種農地、３種農地の農地の区分は行われません。	農業振興地域の整備に関する法律第8条～13条他	事実誤認	農地転用許可制度は、農地法に基づき、個別具体の転用案件毎に農地の転用をチェックする仕組みであり、他方、農業振興地域制度は、市町村が、農業振興地域整備計画において保全すべき農地を「農用地区域」として設定し、区域として用途を制限する仕組みです。このように、両制度が密接に連携しながら、各制度がその役割を果たすことによって、優良農地の確保を図っているところであり、制度上の重複はありません。
①	各都道府県におけるソーラーシェアリングの許可基準統一	ソーラーシェアリングに必要な農地の一時転用許可を受ける際、都道府県の審査基準が地域によって異なり、普及状況の濃淡が発生。許認可上の阻害要因を先行事例と元に分析し、地域共通の基準で許認可判断が行われる仕組作りをすべき。		農林水産省	農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定めているところです。	農地法第４条、第５条、農地法関係事務に係る処理基準等	対応	御提案を踏まえ、営農型太陽光発電設備の取扱いに係る統一的な運用が図られるよう、農地転用許可権限を有する地方公共団体等に周知を図るとともに、制度の運用実態等を踏まえつつ、「営農型発電設備の実務用Q＆A」の充実等に取り組んでいきます。 これらの周知については、令和２年度内に地方公共団体等に対する通知等の発出やＱ＆Ａの改訂を行うとともに、農林水産省ホームページに掲載することとします。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
①	ソーラーシェアリング型農地の売却や耕作者変更要件の緩和	設備下の農地の売却や賃借（耕作権の設定）は農地法３条の所有権の移転、賃借権の設定・移転のみで可能とし、その場合であっても農地法５条の一時転用許可については従前の許可が継続するものとする。（変更、若しくは新たな許可の取得を不要とする。）	営農型太陽光発電設備のある農地を売却したり農地の耕作者を変更する（耕作権の移譲）ことが原則として禁止、若しくは想定されていないため手続きが煩雑な上に、手続きにあたって「始末書」の提出を求められる。なお、始末書を重ねることが一時転用等の不許可の要因となることもある。	農林水産省	農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定めているところです。	農地法第４条、第５条、農地法関係事務に係る処理基準等	対応	営農型太陽光発電設備の下部の農地の耕作目的での所有権移転又は賃借権の設定等を行う場合には、農地法第３条の許可を受けてこれを行うことができます。この場合、営農型太陽光発電設備を設置するための支柱部分について、改めて農地法第５条の許可を受ける必要はありません。 また、農地法及び関係通知において、始末書の提出を求めるような取扱いは示していません。 このため、御提案のような取扱いをしないよう、令和２年度内に農地転用許可権者に通知等により周知するとともに、農林水産省ホームページに掲載することとします。
①	ソーラーシェアリング型農地での複数作物での申請許可	下部の農地での営農計画を出す際に、複数作物での申請を可能とし、その申請作物のいずれかを栽培していれば適正に耕作されているものとして、一時転用許可を認めることとする。	営農型太陽光発電設備の下部の農地で耕作を行う場合、一時転用許可期間中に耕作する作物を申請する必要があり、耕作者の都合でそれを変更する場合は事前の申請と農業委員会の承認が必要となる。天候や市況による機動的な作物の作付ができないために、収益の悪化につながるなど効率的な営農の妨げとなっている。	農林水産省	農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定めているところです。	農地法第４条、第５条、農地法関係事務に係る処理基準等	対応	営農型太陽光発電設備の下部の農地において生産する農作物については、営農計画書において、具体的な農作物とその単収等を記載していただくこととしていますが、御提案のように、あらかじめ複数の農作物を記載して、営農者の判断で記載した作物の中から機動的に作付けすることも否定されるものではないと考えます。 このため、御提案のような営農計画書であっても一時転用許可の対象となることを令和２年度内に、農地転用許可権者に通知等により周知するとともに、農林水産省ホームページに掲載することとします。
①	農地所有適格法人制度におけるソーラーシェアリングの位置づけ	農地法施行規則第二条に、「営農型太陽光発電、並びにバイオマス発電及びバイオマス熱供給」を追加する。	農地所有適格法人制度において、営農型太陽光発電による売電収入が「農業とその農業に関連する事業」と明記されておらず、比較的大規模に農業を展開している農地所有適格法人が営農型太陽光発電設備を導入することへの阻害要因になっている。	農林水産省	農地所有適格法人の主たる事業は農業（関連事業を含む）である必要があります。 「関連事業」とは、農業と一体的に行うことが必要不可欠な事業であり、①法人が生産した農産物を加工・製造する事業、②当該農産物を貯蔵、販売する事業、③資材を製造・販売する事業、④他の農業者の農作業を受託する事業、⑤農作業体験等の体験型サービスを提供する事業と規定しています。	農地法施行規則第２条	検討を予定	農業と一体的に行われる営農型太陽光発電事業、バイオマス発電事業及びバイオマス熱供給事業について農地所有適格法人の関連事業に該当する旨、令和2年度内に省令又は通知で明確化します。
①	ソーラーシェアリング設備の農業関連施設として位置づけ明確化	農業従事者（農家）や農業生産法人等が営農型発電設備を所有し、自ら発電事業を行う場合には、農業用ハウス等と同様に農業関連施設として認める。	農業従事者（農家）や農業生産法人等が営農型太陽光発電を行う場合でも、発電設備が農業施設と認められていないために農地法上の制約から煩雑な手続きが必要となっている。また、農協などの金融機関からの融資も受け難い。	農林水産省	農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定めているところです。	農地法第４条、第５条、農地法関係事務に係る処理基準等	現行制度下で対応可能	発電したエネルギーを農業生産施設に供給するために、当該施設と一体的に設置される発電設備であれば、当該農業生産施設に附帯するものとして取り扱うことは可能です。 一方で、そのような農業生産施設無しに発電のみを行う設備について農地法上の農業用施設として取り扱うことは困難です。
①	営農型太陽光発電の一時転用許可期間の変更	営農型太陽光発電の一時転用許可期間の変更し、一律２０年間とすべきではないか	安定的に作物栽培を行う点から鑑みても、営農型太陽光発電を行う場合の一時転用許可期間（３年間）が短すぎる。２０年間の売電期間に対し、７回の一時転用許可取得が必要となるため、許可取得ができなかったリスクを鑑みて、金融機関が発電所設置融資に及び腰になっている。認定農業者制度を利用して、最長１０年までの一時転用期間が許可されるケースがあるが、現状では新規農業参入者の認定農業者認定が行われていない。	農林水産省	農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定めているところです。 御提案の一時転用許可の期間については、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年５月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）　において、営農型太陽光発電設備の下部の農地を認定農業者等の担い手が営農する場合等には10年以内とし、10年以内の条件に該当しないものは３年以内としています。 なお、平成30年にそれまでの取組状況を検証し、認定農業者等の担い手が営農する場合は、営農に支障があった事例の発生割合が低かったこと等を踏まえ、一時転用許可を10年以内に延長する改正を行いました。	農地法第４条、第５条、農地法関係事務に係る処理基準等	対応不可	営農型太陽光発電設備の一時転用許可の期間は、従来まで一律３年以内だったところ、平成30年度に、地域の農業振興の基本的な計画である農業振興地域整備計画の計画期間が10年間であることを踏まえ、この計画の策定に支障が生じないよう、最長でも10年以内としたところです。 また、農業にきちんと取り組んでいただいていることをチェックする機会を設けるため、最長10年に１度は許可を受けていただくこととしています。 最長10年の一時転用期間について、営農者が認定農業者である場合を対象としたのは、認定農業者が営農する場合、認定農業者以外の者が営農している場合に比べ、営農への支障の発生割合が低かったためですが、荒廃農地であれば、認定農業者か否かに関係なく、最長10年の一時転用期間の適用を受けることが可能となっています。 なお、新規就農者であっても、農業経営基盤強化促進法に基づく認定就農者であれば、最長10年の一時転用期間の適用を受けることが可能です。
①	営農型太陽光パネル下部での農作物栽培品種の自由化	作付作物について、徳島県以外の営農型太陽光施設を管轄する部署に確認した上で、作付予定作物を「牧草」と記載して徳島県下各自治体に「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書（以下：営農計画書）」を４年前に何度か提出したことがあるが、個別具体的な作物名を記載するよう根拠もない行政指導を受けた。他県において「牧草」と書いて受け付けている事実があるのになぜ個別の作物名を書くよう根拠もなく行政指導されるのか承服致しかねる。また、営農計画書には「地域の平均的な単収の根拠」を書く欄があるが、この根拠となる数値を徳島県はインターネット上で公表もしていない。記載要領に市町村の統計等を用いてくださいとあるため、客観的な根拠は当然「農林水産統計」の報告をしている徳島県が示すべきと考える。既に「農林水産統計」に記載のある作物名は、「牧草」となっているため、当然この作物名で営農計画書を提出するのが整合性があると考える。		農林水産省	農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定めているところです。 御提案の「営農計画書」については、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年５月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）　により様式例を示しており、営農計画書に栽培する農作物や、当該農作物の地域の平均的な単収の根拠等を記載することとしています。	農地法第４条、第５条、農地法関係事務に係る処理基準等	対応	営農型太陽光発電設備の下部の農地で栽培する農作物の品種についての定めはありませんので、現行でも品種は自由に選ぶことが可能です。 なお、営農計画書の記載について、品目は自由に記載できる旨、令和２年度内に農地転用許可権者に通知等により周知するとともに、農林水産省ホームページに掲載することとします。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
①	収量規制（地域の平均的な単収の８割の収量を収穫すること）撤廃	「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告」において「地域の平均的な単収の８割」を求められるが、そもそもなぜ８割が必要なのか。営農型太陽光発電を行っていない農地に収量規制を行っていない状況と比較しても、不平等でしかない。また、できる限り行政側の意向に沿えるように民間側が作付作物銘柄を選定しているにも拘らず、その作物を行政側が明確な理由もなく認めない。農地の適正管理（荒れ地にならないような管理）を民間の努力のみで行っているにも関わらず、行政側にとやかく指示される謂れがない。以前に「適切な審査を行うため」と回答を受けたことがあるが、適切な審査を行うのは現地確認が一番良く書類上の確認のみ（営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告）で済ますのは怠慢だと考える。現地を適宜行政側で確認すれば、「農地の適正な維持管理」に資していることがよく見て取れると考える。		農林水産省	農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定めているところです。 御提案の地域の平均的な単収の８割の収量を確保することについては、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年５月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）　において、営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められることの条件として、下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね２割以上減少しないことを定めているところです。	農地法第４条、第５条、農地法関係事務に係る処理基準等	収量規制撤廃：対応不可 行政の対応改善：対応	営農型太陽光発電設備は、農業が適切に継続されることをもって、通常太陽光発電設備の設置が認められない優良農地においても設備の設置が認められる、特例的な取組です。 また、営農型太陽光発電設備は、農業と再生可能エネルギーによる発電とが両立する取組であることから、農業が適切に行われない場合は、この両立が失われ、単なる発電事業となってしまいます。 したがって、この両立の目安として、農業においては、地域の平均的な単収の８割を確保することとしておりますが、「地域の平均的な単収」を目安とすることで、地域の実情に配慮した指標としているところであり、御理解願います。 一方、基準上、作物銘柄の制限はありませんが、ご提案にあるように行政側が明確な理由を示さずに申請者の選定した作物等を認めないということがないよう、令和２年度内に農地転用許可権者に通知等により周知するとともに、農林水産省ホームページに掲載することとします。
①	生産緑地におけるソーラーシェアリングの導入規制緩和	2022年以降の生産緑地指定解除の進行により年の内の喪失が懸念される中、都市部における農地保全とエネルギー自給のために、ソーラーシェアリングの導入が困難である生産緑地法の見直しをすべき。生産緑地法第八条第２項二の規定に、具体的には、農林漁業の安定的な継続に資するものとして営農型太陽光発電設備を追加する。	生産緑地制度において、現行の法規では営農型太陽光発電設備を設置することが認められておらず、都市農地を活用した再生可能エネルギー導入の阻害要因となっている。	国土交通省	生産緑地地区内では、当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となる施設等の設置又は管理に係る行為で良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認めるものについて、市町村長の許可を受けて設置することが可能となっている。	生産緑地法第８条	現行制度下で対応可能	営農型太陽光発電設備であっても、当該生産緑地における農産物等の生産のために必要な発電設備であり、良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認めるものであれば、市町村長の許可を受けて設置することができることから、現行制度下で対応可能。
①	エコファーマーの対象拡大（自然エネルギーを利用する農業者）	・自然環境を利用した体制づくりを進めるうえで、生産者の保護や農家所得向上につながる施策が必要と考えるため、自然エネルギーを利用する農業者への優遇措置を目的としたエコファーマー制度の対象を拡大 ・現行のエコファーマー認定要件とは別に、自然エネルギーを利用する農業者を認定要件とするよう、提案する。		農林水産省	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」は、「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進することで、環境と調和のとれた農業生産の確保や農業の健全な発展を図ることを目的としています。 エコファーマーとは、この法律に基づき、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、土づくり技術、化学肥料低減技術、化学合成農薬低減技術の３技術の全てに取り組む「持続性の高い農業生産方式」の導入計画を作成し、都道府県の認定を受けた農業者の愛称です。 本法律に基づき都道府県の認定を受けると、農業改良資金融通法（昭和３１年法律第１０２号）第２条の農業改良資金（同法第４条の特定地域資金を除く。）の一部（認定を受けた農業者が、認定を受けた導入計画に従って持続性の高い農業生産方式を導入するのに必要なもの）について、償還期限が延長されます。 農業改良資金は、農業生産用の施設・機械の購入費、家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費等を対象とするもので、自然エネルギーの利用に向けたものは対象となっておりません。	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	対応不可	農業者が土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進に資する持続性の高い農業生産方式に新たに取り組む際には、機械、資材等の新たな資本投資を要し、特にその初期段階において、技術の習熟や土づくりの効果の面から収量等が不安定となることから、そのような取組を行う農業者を認定し、農業改良資金の償還期限の延長に関する特例措置を講じているところです。 ご提案は自然エネルギーを利用する農業者への優遇措置として、エコファーマーの制度の対象を拡大すること、および自然エネルギーを利用する農業者を新たな認定要件とすること、を求めているものと認識しております。 自然エネルギーの利用は、本法の対象としている、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進に資する農業生産方式に当たるものではないため、本制度に自然エネルギーの利用を位置づけることは馴染まないと考えます。 なお、自然エネルギーを活用する農業者への支援のあり方については、他省制度の活用促進も含め、どのようなことができるのか検討してまいります。
①	所有者不明土地における再エネ事業の促進	①施行3年経過時の法見直しに際しては、市町村が農山漁村再エネ法や温対法に基づき認定する再エネ発電事業に関しても公共施設に準じる形で対象とする。 所有者が不明な土地についても有効活用が促進され、地域の土地荒廃化を防止することができる。 ②施行令上や地域福利増進事業ガイドライン上で、「地域福利増進事業」に再エネ事業が該当しうる旨を明記頂きたい。これにより、該当自治体から固定資産課税台帳などの有効な情報が得られるようになると考えられる。	現在、地域福利増進事業として、所有者不明土地であっても、地域のために活用が可能となっているが、その活用事例は少ない。現在の対象施設では、広大な土地の活用は実質的に難しい。	国土交通省	①現行の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下、「所有者不明土地特措法」という。）に定める地域福利増進事業において、再生可能エネルギー発電事業に関しては、電気事業法による発電事業等の用に供する電気工作物の整備に関する事業に該当するものであれば、対象となります。 そのため、現行制度上でも対象となる事業については、所有者不明土地特措法に基づき、事業者自らによる制度活用やモデル調査等の支援策の活用が可能です。 ②地域福利増進事業の実施の基準等を定めて公表している「地域福利増進事業ガイドライン」において、法令等の記述に基づいて対象事業を列挙しておりますが、「再生可能エネルギー発電事業」という個別具体的な事業名については、現在、記載しておりません。	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第４条第10号	検討を予定	①現行制度上で対象とならない再生可能エネルギー発電事業があれば、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和２年７月３日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）」において、所有者不明土地特措法の施行後３年経過（令和３年11月）の見直しに向けて、所有者不明土地の円滑な利活用・管理を図る仕組みの拡充等を検討し、国土審議会において来年中を目途にとりまとめることとしており、ご提案についても、今後の検討に含めていきたいと考えます。 ②現行の「地域福利増進事業ガイドライン」については、年内に、電気事業法による発電事業等の用に供する電気工作物の整備に関する事業に当たる場合に再生可能エネルギー発電事業が地域福利増進事業の対象となる旨を具体的に明記する改訂を行い、HP等において周知したいと考えております。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
①	治山堰堤の活用による小水力発電の普及・効率化	森林法・治山事業により設置された、治山堰堤の活用による、小水力発電の取水方法の効率化についての提案。一般的に、治山堰堤と砂防堰堤を比較すると、治山堰堤は小型かつ堆砂しているものが大半のため、治山堰堤自体の落差のみで小水力発電事業を実現することは困難な場合が多いと考えますが、治山堰堤を活用して取水を行い、下流に流下してその落差を用いて発電する方法は有効なものであると考えます。以上から、治山堰堤の活用に関しての基準を定め、治山施設及びそれに付帯する道路等の規制を緩和・明確化することで、小水力発電の普及に繋げる。	砂防堰堤を使用した小水力発電は、国土交通省からの手引きやガイドライン等の効果により、徐々に浸透してきているものと感じております。他方、林野庁の治山事業により設置される治山堰堤においては、その取扱いが明確にされておらず、各所管部署に寄って意見・方針が異なっているケースも少なくありません。取水施設の設置は、治山堰堤への加工を伴うため、その工事の安全性について、林野庁側で一定の基準を定めることで安全性を担保する方針が良いのではないかと考えます。国として、2050年の脱炭素を実現するために、再生可能エネルギーの更なる普及は必須要件と考えますが、固定価格買取制度の支援を受けてもなお、小水力発電の事業採算は非常に厳しい状況にあり、その設備コストが普及の足枷となっているのが現状です。この打開策の一つとして、既存の設備・施設を有効活用することは極めて重要なことですし、建築コストの削減は、国民負担の軽減にも繋がるものと確信しております。治山事業は、これまで地点開発の進んでいない河川の上流部で行われているケースが大半であり、水力発電事業の対象範囲を広げるという観点においても、有効な取組みになると考えます。	農林水産省	治山ダム（堰堤）は、荒廃した山間奥地で土砂の移動が激しい渓流等に設置され、土砂を貯めることで渓流の侵食を防止する役割を果たしているため、小水力発電に適した取水が容易な立地が少ない状況です。 このため、取水可能な流量があり、取水施設が治山ダムの機能や維持管理に支障を来さないなど、設置可能な場合があれば、事業者の要望にも個別に対応しております。	森林法	検討を予定	制度の現状欄のとおり、設置可能な場合があれば事業者の要望に個別に対応してまいりますが、ガイドライン等については、治山施設の特性などを踏まえ、その管理者である都道府県等と作成について検討することとします。
①④	着床式洋上風力発電の撤去時における海底面下基礎杭の取扱いの明確化	着床式洋上風力発電の撤去時における海底面下基礎杭の取扱いについて、一部残置を認める可能性を含め、政府審議会等の場において、早急に議論を開始し、結論を得るべきである。	洋上風力発電設備等の要求性能や維持管理の方法基準を定める「公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に監視必要な事項を定める告示」（平成28年６月30日国土交通省告示第858号）において、現在、洋上風力発電設備撤去後の基礎杭の取扱いが明確化されていない。着床式洋上風力発電設備の撤去時の基礎杭の取扱いが明確化されていないことで、事業の予見可能性に不透明感が生じている。基礎杭の取扱いについては、すでに欧州において、完全撤去と一部残置の両者について、検討が行われており、わが国においても早期の検討が求められる。とりわけ、一部残置については、完全撤去と比較して以下のような優位性があると考えられる。具体的には、環境面への影響については、海底有害沈殿物の拡散が抑制できること、生態系への影響については、水中騒音の低減が可能となること、漁業に対する影響としては、残存する基礎杭が人工漁礁となることが考えられる。加えて、完全撤去に比べ工期短縮が可能となるなど、経済面でもメリットがあるとの指摘がある。基礎杭の取扱いが明確化させることで、事業の予見可能性が高まり、わが国における再生可能エネルギーの主力電源化の一助となると考えられる。	○環境省、国土交通省、経済産業省	・海防法上の海洋施設である着床式洋上風力発電施設を海洋に捨てようとする者は、海防法第43条の2の規定により環境大臣の許可を受けなければならないとされています。海洋施設の廃棄が廃棄海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること、海洋に捨てる場合のほうが撤去よりも海洋環境保全の見地からより適切であることが確認できれば、環境大臣の許可を得た上で残置を行うことが可能です。 ・再エネ海域利用法では洋上風力発電施設の撤去方法については選定事業者になろうとする者が提出する公募占用計画に記載することとしており、経済産業大臣及び国土交通大臣が公募占用指針等に適合しているか審査することとなります。 ・海域占用については占用許可期間の満了時には海域の利用又は保全に支障を与えないように当該施設を撤去する必要がありますが、着床式洋上風力発電施設の基礎杭の取扱いについては現時点では明確化されていません。	・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 ・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律	検討に着手	・国土交通省において「公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示」（平成28年６月30日国土交通省告示第858号）及び「海洋再生可能エネルギー発電設備又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示」（令和２年３月19日国土交通省告示388号）を今年度内に改正し、着床式洋上風力発電施設の事業終了後の構造物の取扱いについては、環境大臣の許可を得た場合には残置を行うことが可能であることを明確化します。 ・また、残置に係る具体的な内容については関係省庁で検討を進め、再エネ海域利用法に基づき設定する公募占用指針（案）（千葉県銚子市沖等の促進区域）において、原状回復を原則としつつ、一部残置する場合には「海底面下１ｍ以深で切断するなど、海洋環境の保全に十分に配慮した撤去方法を検討すること」と整理したところであり、こうしたことも踏まえ、海防法に照らして認められる海洋環境の保全に十分に配慮した撤去方法の具体的なあり方については、今年度内に関係省庁連絡会議を開催して更に検討を重ねるほか、有識者を交えた検討会を開催して令和3年度前半（2021年度前半）を目途に一定の考えを示すことを目指しています。
①	再エネ海域利用法の適用範囲拡大、海域利用計画の策定	適用範囲をEEZ全域に広げる。そのうえで、欧州における海洋空間計画 Marine Spatial Plannningのように、国が海域利用計画を策定することが望ましい。	再エネ海域利用法の適用範囲が領海（12海里：約22km）に限られているが、それでは2050年カーボンニュートラルに必要な洋上風力発電設備を設置することが困難である。	○内閣府総合海洋政策推進事務局、経済産業省、国土交通省	昨年4月に施行された再エネ海域利用法に基づき、これまでに、４カ所を「促進区域」として指定し、洋上風力発電事業を行うべき者を選定するための公募を開始している。さらに、これに続く「有望な区域」として4カ所を公表する等、洋上風力発電設備の整備に係る手続きを着実に進めている状況。 （参考） 再エネ海域利用法（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律）は、海域を長期占用する洋上風力発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、①基本方針の作成、②促進区域の指定、③公募に基づく事業者選定、④FIT認定を経て、一般海域において洋上風力発電事業を行おうとする者に対して、占用を許可するもの。	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）	検討を予定	引き続き、昨年４月に施行された再エネ海域利用法に基づき、洋上風力発電の導入拡大を促進するとともに、今回の提案を踏まえ、領海外の海域における洋上風力発電についての産業界のニーズの把握を行い、2050年のカーボンニュートラルを実現するための具体的な方策について、検討を開始いたします。
①④	太陽光発電に係る専用建築基準の設定等	太陽光発電設備は大型の施設でも、架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものは建築基準法の適用除外。異常気象が連発する昨今、パネルが突風で飛ばされないなどの対応のため、建築基準法以外の専用の基準を設けるべきではないか。また、設備が安易なため、外資系企業による乱開発(里山の切り崩し、斜面の土留擁壁の非設置など)が横行。関係省庁（環境省、国交省、経産省等）が連携をとって自然環境に最も負荷の少ない場所の選定や規制の制定を行うなどして、国土環境の保全と安全を考慮した認可制度を実現すべき		経済産業省	太陽電池発電設備の支持物については、安全確保のため、電気設備の技術基準等において、 土砂流出を防止するよう施設することや建築基準法に準拠した自重、地震・風圧等の加重に対し安定であることを規定しています。 民間規格や認証制度と柔軟かつ迅速に連携できるよう、太陽電池発電設備に特化した技術基準を令和2年度中（2020年度中）に策定する予定です。	電気事業法、電気設備の技術基準の解釈第46条第2項、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	検討に着手	太陽電池発電設備の支持物については、安全確保のため、電気設備の技術基準等において、 土砂流出を防止するよう施設することや建築基準法に準拠した自重、地震・風圧等の加重に対し安定であることを規定しています。 民間規格や認証制度と柔軟かつ迅速に連携できるよう、太陽電池発電設備に特化した技術基準を令和2年度中（2020年度中）に策定する予定です。
①	公共用地の占有許可の緩和	公共用地の占有許可について、無余地性ではなく、経済合理性や社会効率性も含めた合理性の元で使用可能とする。	道路等の公共用地に送電ケーブルを埋設するため、占有許可を得る際に、無余地性の原則が求められるが、それが故、最短のケーブルルートとならない場合がある。公共用地を「他に方法がないから」という理由以外で使わせないことは、国土の効果的利用の観点で問題である。	国土交通省	道路法における道路占用の許可基準として、道路法または道路法施行令に規定されている物件であること、道路の敷地外に余地がないためやむを得ないもの（無余地性）、政令で定める基準に適合することが条件となっている。 また、無余地性の基準の適用について道路管理者が判断するにあたっては、経済的な要素や利用者の利便等を含めた諸般の事情を考慮できるものとなっている。	道路法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。そのため、当要件に該当する場合であれば、対応は可能であると考えます。

第１回要望と回答

②系統規制

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果 制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
②	送配電網への再エネ発電設備の優先接続等に関する制度整備	再エネ特措法の2016年改正時に、第5条にあった「再エネの優先接続」が削除された。それと前後して「電源接続案件募集プロセス」がOCCTOによってスタートし、再エネの計画に法外な接続負担金が求められるようになった。・送配電網へ系統連系するための工事期間の長期化や工事負担金の高額化は、再エネ全般の普及を阻害。そこで、再エネ特措法に、再エネの「優先接続」をあらためて明記し、「電源接続案件募集プロセス」を廃止し、再エネ発電所は原則として優先的に形容に接続すべき。 もしくは、一般送配電事業者は、配電系統におけるノンファーム型接続の技術要件を決め、2023年度から発電所の接続を開始すべき。（エネ庁が一般送配電事業者に命令）		経済産業省	御指摘の「再エネの優先接続」は、接続義務のことと受け取りましたが、先般の電気事業法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第７２号）による電気事業法の一部改正により、新たに創設されることとなる第１７条第４項の規定において、一般的に系統への接続義務が一般送配電事業者等に課されることとなることなどから、本条について規定を削除することとなったものです。 また、電源接続案件募集プロセス（募集プロセス）は、特別高圧の系統増強において、同じエリア内で接続を希望する事業者を募り、工事費負担金を複数事業者で共同負担する仕組みです。系統連系希望者は、募集プロセスの申込みを行うことで、発電設備の送電系統への連系等に大規模な対策工事が必要となる場合に、単独で支払うことが困難な高額な工事費負担金を共同負担することが可能となりました。 また、ノンファーム型接続は、送電網の空き容量を超えて再エネが発電した場合に出力を一部抑えることを条件に、より多くの再エネを送電網に接続する仕組みです。試行的取り組みとして2019年に千葉エリアや鹿島エリアで開始しました。	送配電等業務指針	事実誤認／検討を予定	ノンファーム型接続については、今後、全国の空き容量の無い基幹系統について適用し、令和３年中（2021年中）にもノンファーム型接続による受付が開始できるよう手続きを進めています。 また、基幹系統より下位電圧であるローカル系統や配電系統へのノンファーム型接続の適用については、審議会で課題等を整理する予定としていますが、再エネの出力の予測誤差を考慮して出力制御の指令を出す技術の開発を今後行う必要があり、現在、国の予算を投じております。当該予算事業は令和2年度～令和5年度（2020-2023年度）の4カ年事業となっており、この成果も踏まえながら、遅くとも令和6年度中（2024年度中）までには、一定の結論を得る予定です。
②		基幹送配電の利用実績の報告と公開を実施すべき。		経済産業省	基幹送電線の潮流実績については、送配電等業務指針及び系統情報の公表の考え方に基づき、電力広域的運営推進機関と各一般送配電事業者のHPで公表を行っています。	送配電等業務指針 系統情報の公表の考え方	対応	既に対応済みです。
②		現在の送電線の容量の限界は、稀頻度の送電線事故を想定して設定されており、送電線の利用率がとても低い。そのため、天候が良い時には送電線事故がほぼ起こらず、送電線の容量を拡大することができるため、天気に応じたフレキシブルな送電線容量の設定をすべき。		経済産業省	送電線の運用容量については、送配電等業務指針に基づき、熱容量・系統安定度・電圧安定性・周波数維持面から定まる系統運用上の各限度値のうち、最小の値を設定しています。	送配電等業務指針	検討を予定	気象条件等により送電線の運用容量を動的に評価し取り扱う手法（Dynamic Line Rating：DLR）は既存系統を有効活用し、ノンファーム型接続の出力制御量の低減に資するものと考えられることから、今後検討していくことを考えています。なお、スケジュールについては、採用すべき具体的な技術が未確立であることから、いつから採用可能か不透明であるため、技術開発の動向も踏まえ、今後、検討していきます。
②		・東北東京連系線における特定負担による増強枠（385万kW)分に関しては、広域メリットオーダーの対象とせずに風力発電等の再エネ優先枠として活用する	・東北東京連系線の拡充にあたっては、電源募集プロセスが行われ、これに多数の洋上風力発電事業者が応募し、一部費用が特定負担で手当てされることが決まった。他方連系線の拡充枠は、広域メリットオーダーの導入により洋上風力発電事業者の優先利用が保証されない方向で検討が進んでいる。これにより、洋上風力発電設備の収益性の見通しが立ちづらくなり、応募事業者の辞退が続いている。連系線の広域メリットオーダーによる運用は原則であることに依存はないが、洋上風力発電の導入/立ち上げ時期である現状では、連系線の拡充枠は洋上風力発電の優先枠として運用すべきである。	経済産業省	東北東京間連系線の増強による拡充枠のうち、特定負担分については応募事業者が利用することとなっており、それ以外の枠については卸電力市場におけるメリットオーダーを基本として利用することができます。	電気事業法 電力広域機関業務規程等	事実誤認	卸電力市場におけるメリットオーダーを基本として連系線の利用可能枠を配分する制度下においては、洋上風力発電等の燃料費がかからない再生可能エネルギー電源が実質的に優先的に利用枠を確保できることとなります。
②	Dynamic Line Rating（DLR）の導入に向けた環境整備	一般送配電事業者は、DLRを原則として2025年までに全ての送電線で導入する。DLR整備までの間は、月別の送電容量の運用を行うこと。（エネ庁が一般送配電事業者に命令）	日本では、送電線の容量を最も悪い条件で決定しているが、実際には、より多くの電流を流すことが可能であり、欧州では、Dynamic Line Rating（DLR）という技術でリアルタイムで送電線の状況をモニタリングし、送電線の送電可能容量に最大限に活用している。	経済産業省	送電線の運用容量については、送配電等業務指針に基づき、熱容量・系統安定度・電圧安定性・周波数維持面から定まる系統運用上の各限度値のうち、最小の値を設定しています。	送配電等業務指針	検討を予定	気象条件等により送電線の運用容量を動的に評価し取り扱う手法（Dynamic Line Rating：DLR）は既存系統を有効活用し、ノンファーム型接続の出力制御量の低減に資するものと考えられることから、今後検討していくことを考えています。なお、スケジュールについては、月別の運用も含めて、採用すべき具体的な技術が未確立であることから、いつから採用可能か不透明であるため、技術開発の動向も踏まえ、今後、検討していきます。
②	2MW-AC発電所の配電系統接続の認可	その他要件を特高と同様としつつ、2MW-AC発電所の配電系統接続を認める。	2MW-AC以上の発電所は、特高接続となり、自営線や変圧器でコストが高くなる。配電系統に接続可能であれば、配電系統を利用する方が合理的。	経済産業省	・発電設備の連系可否や連系する電圧階級については、各一般送配電事業者にて判断されており、実際の連系に当たっては、当事者は誠意を持って協議に当たることとされています。 ・具体的な技術要件については各社の系統連系技術要件（託送供給等約款別冊）にて定められており、その中で統一的な方針を国が示すために定められた「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」を引用するような形となっています。 ・「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」は、発電設備等の連系に係る協議が円滑に行われるようにするため系統連系に係る情報の透明性及び公平性を確保し、加えて電気の安定供給維持に資する適切な対策を講じていく観点から、系統に連系することを可能とするために必要となる要件について整理したものです。その中で、高圧配電線への連系については、「発電設備等の一設置者当たりの電力容量が原則として２，０００ｋW未満の発電設備等は、第２章第１節及び第３節に定める技術要件を満たす場合には、高圧配電線と連系することができる。」とされています。	電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン	現行制度で対応可能	まず、発電設備の系統への連系については、国ではなく各一般送配電事業者によって判断されております。その具体的な技術要件については、各社の系統連系技術要件（託送供給等約款別冊）において定められております。 また、系統連系技術要件に対して統一的な方針を示し、発電設備等の系統連系に係る環境整備を図るため、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」が国によって定められております。 本ガイドラインにおいて、系統連系の円滑化や電気の安定供給維持といった観点から、「発電設備等の一設置者当たりの電力容量が原則として２，０００ｋW未満の発電設備等は、第２章第１節及び第３節に定める技術要件を満たす場合には、高圧配電線と連系することができる。」とされていますが、本ガイドラインは標準的な指標であり、実際の連系に当たっては、一般送配電事業者と設備設置者の協議によることとなっています。
②	系統連系に関する遠隔制御の機能具備の義務化	系統連系規定にて、2025年にすべての太陽光/風力発電設備について、遠隔制御による最大出力制御と無効電力制御の機能具備を義務付ける。	太陽光/風力発電所が完全にデナリの発電となっており、系統に対して悪影響を及ぼしている。	経済産業省	資源エネルギー庁で作成する「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」を基に、一般送配電事業者において系統連系技術要件が定められています。 「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」では、出力制御と無効電力制御機能は、系統と連系する際の要件として記載されているものの、遠隔制御は必要な要件となっていません。	電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン	検討を予定	遠隔制御による出力制御、無効電力制御の機能の要件化については、電力広域的運営推進機関にて開催されるグリッドコード検討会の検討対象事項となっています。本検討会は、再エネ大量導入のために必要となる技術要件を検討する場であり、本検討会にて要件化が必要と判断された事項は、令和５年目処（2023年目処）で系統連系技術要件に反映される予定です（必要に応じて「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」も改定予定）。
②	蓄電池から系統への逆潮流に向けた規制見直し	最大出力制御を遠隔で行うことを条件に蓄電池から系統への逆潮流を認める。	蓄電池からの逆調流ができず、蓄電池が系統の安定化のために最大限活用できない。	経済産業省	現時点においても、蓄電池からの逆潮流は禁止されていません。	–	事実誤認	－

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
②③	コミュニティ内の電力取引量の計量器の選択自由化	電力系統網との接続点での電力量を計量して取引を行う場合を除き、コミュニティ内での電力融通における電力量取引は、取引当事者間の合意に基づいた計量器、または、ソフトウェアを用いた算出電力量で行えるようにすべき	再エネ、及び、蓄電池などいわゆる小型分散電源の普及により、電気事業者以外の電力需要家がプロシューマー化して、電気の供給の担い手となりうる。プロシューマー化の推進は、コミュニティ単位の事業継続、自給率の向上、地産地消といった日本国内における地域課題解決に極めて有効な政策である。コミュニティにおける電力融通の取引、及び、少額取引の取引においては、高価な高信頼・高精度の計量器を用いる必然性はなく、コミュニティ内の当事者間で合意・紛争解決できるのであれば、安価な計量器による計量、または、ソフトウェアを用いて算出した電力量で取引できるようにすべきである。さらに、電力のP2P取引においては、計量器にブロックチェーン技術を活用したソフトウェアを組み込むが想定されており、従来の計量器検定スキームをそのまま維持することは、現実的とは言えない。	経済産業省	電力量計は、計量法第２条第２項第４号に規定される特定計量器であり、同法第１６条では、計量器でないものや検定に合格した特定計量器でないもの等を取引又は証明における法定計量単位による計量に使用することはできないとされています。	計量法第１６条	対応	・太陽光発電や電気自動車の普及など、需要家のプロシューマー化が進展していることも踏まえ、太陽光発電のパワーコンディショナーや電気自動車の充電器などの届出を行った取引に関し、計量器の一定の精度や消費者保護の確保等の基準を満たすものについては、計量法に基づく検定等を不要とする法改正を行ったところです（強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律。本年6月に成立）。 ・同法は令和4年（2022年）4月に施行予定であり、現在、その詳細な基準について検討を行っているところです。

第１回要望と回答

③市場制約

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
③	容量市場の再検討等	容量市場は、特に再エネでの供給の多い新電力に大きな負担となるため、いったん白紙に戻して再検討いただきたい	容量市場はこれまで進めてきた電力自由化、電力市場の活性化に対して大きなブレーキとなりうる市場となっている。特に、新電力は電力市場で供給力を確保してきており、電力市場の活性化を国も進めてきたところである。しかし、今般の議論では、新電力は供給力の費用を負担しないフリーライダーであるとされている。電力市場で供給力を確保すること自体を問題視しており、これまでの電力市場活性化と逆行している。容量市場では、電力自由化により競争の発生、卸電力市場での電力価格の下落により、電源投資をためらう、または既存電源の早期廃止が懸念されるとされているが、現状どの程度収益が悪化したのかなどの定量的な分析はなされていないままに導入が進められてきた。一方で、容量市場だけでは電源新設を促すことはできないとして、新たな制度措置が検討されている（総合資源エネルギー調査会 持続可能な電力システム構築小委員会）。容量市場は事実上、既設電源への補助金と化しており、旧一般電気事業者が容量市場で得た超過利潤をもとに競争上有利な立場となることも否定できない。	経済産業省	容量市場は、発電設備の維持費等の適切な回収を図りつつ、適切な小売競争を促すための制度です。すべての小売事業者がバックアップ電源の確保による安定供給を前提として事業をおこなっている以上、これまで負担してこなかった事業者がその費用を負担することは、小売事業者間の競争条件を公平にするものであり、公正な競争の実現に反するものではありません。	電気事業法	対応不可	容量市場は、中長期的な供給力不足への対処や、再生可能エネルギーの主力電源化を実現するために必要な調整力の確保を目的として、将来の電力供給の設備確保に必要な費用の適切な回収を図る制度として創設したものです。 導入にあたっては、数年間にわたり審議会で議論を重ねて決定してきたものであり、白紙に戻すことは適切ではないと考えます。 制度のあり方については、制度検討作業部会において検討中であり、いただいたご意見も踏まえつつ、来年度以降に向けて検討してまいります。
③		戦略的予備への政策転換	容量市場によって、CO2排出量原単位の高い電源が維持されてしまう。そのため、少なくとも非効率石炭は、容量市場に参加できないようにすべき。もしくは、石炭や石油といった電源の供給力を確保しつつ、稼働は制限させるため、容量市場に「戦略的予備力枠」を設けるべき。	経済産業省	容量市場は、電力の安定供給を確保するために必要な「将来確実に稼働できる発電所」の確保に必要な費用に相当する支払いを行うものであり、発電供給能力としての「キロワット」という同じ価値を提供する発電所であれば、発電方式や燃料の種別に問わず、同じ支払いを行うこととしています。	電気事業法	検討を予定	制度のあり方については、制度検討作業部会において検討中であり、いただいたご意見も踏まえつつ、来年度以降に向けて検討してまいります。
③		減価償却を終えた発電所やCO２排出係数の高い電源の容量市場入札の制約	減価償却の終えた発電所が、固定費以上の収益を上げてしまい、国民負担が増えてしまうため、稼働年数が長く固定費の回収を既に終えた電源や、CO２排出係数の大きい石炭火力に対して、補填の取り消し、もしくは減額を通じて市場から退出を促すべき。 もしくは、法定耐用年数（15年）を超える発電所については、稼働維持コストのみの支払いとすべき。	経済産業省	容量市場は、電力の安定供給を確保するために必要な「将来確実に稼働できる発電所」の確保に必要な費用に相当する支払いを行うものであり、発電供給能力としての「キロワット」という同じ価値を提供する発電所であれば、発電方式や燃料の種別に問わず、同じ支払いを行うこととしています。	電気事業法	検討を予定	制度のあり方については、制度検討作業部会において検討中であり、いただいたご意見も踏まえつつ、来年度以降に向けて検討してまいります。
③		容量市場における再エネ供給力等を踏まえた目標調達量の最小化	太陽光と風力発電の供給力は「火力代替kW価値」に基づき調整係数で割り引かれ、非常に限定的な容量しか認められていない。再エネを供給力として適切評価し目標調達量を低減させれば、約定価格が低下し、供給力確保にかかる費用の低減が可能になる。また、目標調達量が落札結果に与える影響が非常に大きいものの、偶発的・持続的需要変動や気象・低頻度リスク等を単純合計し、想定最大需要の112.6%となっており、安全サイドに過大評価している。安全性に寄り過ぎた現制度を見直し、目標調達量を最小化すべき。	経済産業省	●再エネ供給力評価 気象状況などにより発電出力が変化する再エネや上池容量に応じて発電出力が変化する揚水については、停電リスクを回避したい時に最大出力を発電できるとは限らないため、一定の条件に基づき、供給力評価することが必要です。そのため、再エネ供給力を算出する際には、１年8.760時間に対し、需要変動や日射量・風況の変動等を踏まえたシミュレーションを回し、火力等の安定電源に代替できる価値として設備容量に乗じる「調整係数（0〜1.0）」を用いることとしています。 ●目標調達量の内訳 東日本大震災以降、電力の安定供給に必要とされる供給力の考え方を基にしており、①気温の変動、電源トラブルによる出力変動、景気変動等に対応するための供給力、②10年に1度程度の厳気象（猛暑・厳寒）に対応するための供給力、③大規模災害等に備えて対応するための供給力、④定期検査等による電源の稼働停止期間を織り込むために必要な供給力を折り込んでおります。	電気事業法	検討を予定	制度のあり方については、制度検討作業部会において検討中であり、いただいたご意見も踏まえつつ、来年度以降に向けて検討してまいります。
③		容量市場における相対契約による値引き制度上の不公平	落札された容量確保契約金を受け取る発電事業者が、小売電気事業者と相対契約を締結している場合は、容量確保契約金で得た基本料金相当分を値引きする制度について、落札された発電所と相対契約を結ぶ小売電気事業者は、8割以上が旧一般電気事業者であり、再エネを重視する新電力は値引きを受けず、競争条件上不利になっている。公正な競争環境を確保するためには、旧一般電気事業者の発電部門と販売部門の安全なる所有権分離すべき。	経済産業省	小売電気事業者が、発電事業者に対し、相対契約に基づき、供給力確保のためのコストを料金の一部として支払っている場合、「容量市場から得られる発電事業者の収入分」を、「小売電気事業者が発電事業者に支払う額」から控除するなどの調整を行うようガイドラインを定めています。本記載は、「容量市場において取引されるkW価値に対する対価を含む既存契約については、容量市場導入後も現行の既存契約を継続した場合等、状況によっては、発電事業者等は容量市場と既存契約のそれぞれから同一のkW価値に対して二重の収入を得ることになり、小売電気事業者は、容量市場と既存契約のそれぞれにおいて同一のkW価値に対して二重の負担を負う」ことを防ぐために設けられたものです。なお、固定価格買取制度（FIT）の適用を受けている再生可能エネルギーについては、FIT制度で固定費も含めた費用回収が行われているため、例外的に容量市場の参加対象外となっています。	容量市場における入札ガイドライン	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおり、FIT制度の適用を受けている再生可能エネルギーについては、FIT制度の中で費用回収が行われており、制度上の不公平感はないものと考えます。
③		容量確保契約金を受領した電源で、旧一電小売以外に販売する電力分は、JEPXでのグロスビディングの対象とすべき。また、現在相対契約している電源の契約は、固定費・可変費を分離表示すべき。	このまま、2024年度を迎えると多くの新電力が赤字に陥り、倒産や事業撤退となり、小売電気事業者の競争が起こらなくなる。	経済産業省	グロスビディングは、旧一電グループ内取引の透明性等の向上を促すため、旧一電の発電及び小売事業者に対し、取引所を介して電気を売買させる仕組みです。 また、容量市場の制度に基づいて負担する費用は、日本全体の中長期的に必要な供給力を確保するためのものであり、新電力に限らず、すべての小売事業者に公平な負担を求めるものです。	電気事業法	現行制度下で対応可能	提案の内容における「グロスビディング」については誤解があり、グロスビディングは、旧一電グループ内取引の透明性等の向上を促すため、旧一電の発電及び小売事業者に対し、取引所を介して電気を売買させる仕組みです。また、容量市場の制度に基づいて負担する費用は、日本全体の中長期的に必要な供給力を確保するためのものであり、新電力に限らず、すべての小売事業者に公平な負担を求め、適切な小売競争の実現を図ることから、公正な競争の実現に反するものではございません。なお、民間事業者同士による交渉・合意のうえで締結される相対契約の内容については、一義的には、当事者同士による協議が原則ですが、当該協議が円滑に進むよう、また、適切な小売競争を促す観点から、落札した事業者名や落札容量等については、小売事業者に開示する予定です。なお、個別発電所の応札価格については、事業者の競争上の利益保護の観点から非公表としており、こうした対応は諸外国においても同様となっています。また、一方が協議を申し入れたにもかかわらず他の一方がこの協議に応じない、または、協議がまとまらない等の紛争が生じた場合は、電力・ガス取引監視等委員会における「あっせん及び仲裁」の制度を利用することができます。
③		高すぎる容量市場の約定価格への対応	2024年適用の14,137円/kWは国際的にみても例を見ない高水準であり、多くの小売事業者の経営に影響を与える。このような約定価格になった原因の客観的な解明と入札プロセスの妥当性を検証すべき。また、検証の際には、需要曲線に含まれるNETCONEの水準や上限価格の設定方法、目標調整量の算定ロジックを含め、過度な裕度がこの結果を招いた可能性を検証し、適切な条件設定に修正の上、再度約定処理を行うべき。	経済産業省	約定価格は、全国で必要な供給力等に基づき作成した「需要曲線」と、応札価格が安価な順に並べた「供給曲線」の交点となります。 今回の約定価格は、発電事業者が、安定供給に必要な電源を2024年度において維持するために、必要とする金額です。	電気事業法	検討を予定	制度のあり方については、制度検討作業部会において検討中であり、いただいたご意見も踏まえつつ、来年度以降に向けて検討してまいります。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果 制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
③	容量市場の再検討等	過去10年程度の気象条件において、1時間ごとの需要電力量とVRE発電量を算出し、需要電力量からVRE発電量を控除した「残余需要」の年間最大値から募集容量を決定すべき。	自然変動電源（VRE）の容量について、現状制度では、年間の最大需要時に対し、年間の最小VRE発電量を見込んでいるが、このようなことは実際に発生しないため、自然変動電源の容量は過少である。	経済産業省	気象状況などにより発電出力が変化する再エネや上池容量に応じて発電出力が変化する揚水については、停電リスクを回避したい時に最大出力を発電できるとは限らないため、一定の条件に基づき、供給力評価することが必要です。 そのため、再エネ供給力を算出する際には、１年8.760時間に対し、需要変動や日射量・風況の変動等を踏まえたシミュレーションを回し、火力等の安定電源に代替できる価値として設備容量に乗じる「調整係数（0～1.0）」を用いることとしています。	電気事業法	事実誤認	容量市場における再エネ供給力は、制度の現状欄に記載の通り、年間8,760時間において期待できる容量を火力代替価値として評価しているものです。「現状制度では、年間の最大需要時に対し、年間の最小VRE発電量を見込んでいる」という部分については過去の評価方法（2019年度まで使用していたL5評価と言われる手法）を指しており、誤解があるものと考えます。
③		旧一電の発電ー販売間の取引条件を監視すべき。	電源を持つ小売事業者（主にみなし小売）が電力卸販売にて大きな交渉力を持ち、適正な小売事業者間の競争とはならなくなる。	経済産業省	電源の大半を保有する旧一般電気事業者が、電力の卸売において、社外・グループ外の小売電気事業者と比して、自社の小売部門にのみ有利な条件で卸売を行うことにより、その結果として、旧一般電気事業者の小売部門による不当な廉売行為等、小売市場における適正な競争を歪曲する行為が生じる等の不当な内部補助を防止するため、当委員会では、令和2年7月1日、旧一般電気事業者各社に対し、以下の要請を行いました。 ・旧一般電気事業者各社に対し、以下のコミットメントを要請する。 ①中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うこと ②小売について、社内（グループ内）取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行うこと ・併せて、上記①、②を確実に実施するための具体的な方策について、当委員会への報告を求める。	-	現行制度下で対応可能	当委員会の要請を受けて、全ての旧一般電気事業者が、左記①・②について、コミットメントを行うこと、を表明しました。また、左記①②を確実に実施するための具体的な方策について、発電部門・販売部門が一体となっている8社は、2021年度の運用開始に向けて、社内取引価格の設定や業務プロセスの整備に着手する、と回答しました。 今後も、小売市場の重点的な監視を行う「小売市場重点モニタリング」を通じ、左記①、②のコミットメントの実施状況の確認を行う等の対応を実施してまいります。 【参考】電取委ニュースリリース「旧一般電気事業者各社から、先般の要請を踏まえて、社内外無差別な電力卸売を行うこと等のコミットメントがありました」 https://www.emsc.meti.go.jp/info/public/news/20200909002.html
③		容量市場におけるFIT再エネの実質的排除をやめるか、FIT再エネのCO_2削減効果をストレートに認めるか、どちらかに政策を統一する。	FIT制度では再エネ賦課金はCO_2排出削減価値への対価として、FIT再エネにはCO_2排出削減効果が認められていない。一方で容量市場は、再エネ賦課金は発電所建設コストであるとして、FIT再エネの容量市場への参加を認めていない。再エネ賦課金に二重の価値が課されている。	経済産業省	容量市場では、供給能力を有する電源等について電源種別にかかわらず参加できる制度としており、再生可能エネルギーについても参加可能です。ただし、固定価格買取制度(FIT)の適用を受けている再生可能エネルギーについては、FIT 制度で固定費も含めた費用回収が行われているため、例外的に容量市場の参加対象外となっています。 また、FIT制度は再エネ賦課金という形で広く需要家に負担をしていただき再エネの普及促進を図る制度であり、その負担を軽減する観点から、環境価値については広く需要家に帰属するものと整理を行っています。	電気事業法	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、需要家負担という観点からその負担水準の適正化が国の審議会において確認されており、現状の変更は困難であると考えます。
③		容量市場にて落札した電源の公開、検証できる透明な制度での運用		経済産業省	落札した事業者名や落札容量等については、適切な小売競争を促す観点から、小売事業者に開示する予定です。なお、個別発電所の応札価格については、事業者の競争上の利益保護の観点から非公表としており、こうした対応は諸外国においても同様となっています。	電気事業法	検討を予定	制度のあり方については、制度検討作業部会において検討中であり、いただいたご意見も踏まえつつ、来年度以降に向けて検討してまいります。
③	間接オークション制度における取引量最小単位の撤廃	特に取引量の小さい事業者による連系線利用に配慮し、間接オークション制度におけるJEPXとの取引量の最小単位を撤廃する。	2018年10月から、連系線を利用してエリアまたぎの供給を行う場合は、間接オークション制度に従って全てJEPXと取引することになっている。しかし、計画値同時同量制度においては、事業者はインバランスを発生させないように運用するのが原則であるが、JEPXのスポット市場での取引量の最小単位が50kWh/コマのため、エリアまたぎで全量供給する場合においては、例え正確な計画を立案しても、25kWh/コマのインバランスの発生を回避できない場合がある。これは1ヶ月分に積算すると最悪37MWhにも及び、取引量の小さい事業者にとって、このインバランスのさらなる積み増し分が運用上の問題となる懸念がある。同時同量制度との整合性をとるためにも、取引量の最小単位を撤廃するか、もしくは、逆にインバランスの精算対象を50kWh以上/コマにする措置が必要である。	経済産業省	間接オークション制度は、地域間連系線について、従来の「先着優先ルール」での運用を改め、スポット市場での入札価格が安い電源順に送電することを可能とするルールです。この制度の下では、原則、連系線をまたぐすべての電気の取引は、市場を介して行われます。 2020年11月現在、卸電力取引所のスポット市場での取引単位は50kWh/コマとなっております。 また、インバランス精算単位は一般送配電事業者各社の約款・運用により定められています。	電気事業法第97条～第99条、一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程第15条	検討を予定	これまで、2018年9月にスポット市場の取引量の単位について取引会員からの要望に基づき従来の1,000kW(30分あたり500kWh)から100kW(30分あたり50kWh)へと変更を行ってきたところ、スポット市場を含むJEPXでの取引量の単位については、市場の利便性向上の観点に加え、細分化することによるシステム改修費用や約定処理時間の増加といったコスト面の観点も含めて総合的な判断が必要になるものと考えております。 なお、インバランスの精算には、負担と収入の両方の側面があり、必ずしも小売事業者に一方的に負担が発生するわけではないことや、インバランス精算単位の引き上げは、正確なインバランス料金の精算を阻害し、インバランス料金制度の運用上、支障をきたすと考えられます。今後も、御指摘のようなニーズも含め、広く市場参加者の声を伺いながら、市場の利便性向上に向けて、ＪＥＰＸとも連携しながら検討してまいります。
③	インバランス制度におけるK、L補正項の廃止。	再エネ普及拡大には変動再エネ電源のバランシングが必要であり、再エネ発電の予測、集約、調整を担うアグリゲーターの役割が期待されるが、2020年度より導入されたK、L項により、再エネ電源のバランシングに伴うペナルティが大きくなっており、アグリゲータービジネス参入の障壁になっている。		経済産業省	インバランス料金（需要計画－需要実績間、発電計画－発電実績間の差分の調整に係る料金）は、現在、市場価格に連動する形で算定されておりますが、系統利用者に適切な需給調整のインセンティブを与えるため、2019年4月以降、インセンティブ定数K、Lによる補正を導入しております。	一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条、平成31年経済産業省告示第81号第1条	現行制度下で対応可能	アグリゲーターは、再エネ発電等の需給調整等を担う事業者です。御指摘のK、Lによるインバランス料金の補正は、再エネ発電事業者等に適切な需給調整のインセンティブを与えるためのものであり、これにより、アグリゲーターが再エネ発電の予測、集約、調整等を行うビジネスのニーズが高まると考えられます。 なお、2022年度以降は、K、Lによる補正を廃止し、発電事業者等に更なる適切な需給調整のインセンティブを与えるインバランス料金制度への見直しを予定しております。
③	インバランス制度における料金の算定見直し	インバランスリスク料金の算定を本来の貢献に見合う単価とすべき。（現在のリスク料金算定方法が年間平均となっており、単価が著しく低い状態が続いている。早く３０分ごとの計算方法に移行するべき。下記リンクP35） https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/009_06_00.pdf	現状、FIT制度の発電予測の殆どはFIT特例１により一般送配電事業者が担っている。今後FIP制度への移行や調整コストの透明化をすすめるためにはFIT特例２に移行させ、小売事業者やアグリゲーター等に調整の役割を担わせるべきであるが、調整によるインセンティブが小さく、移行が進まない。	経済産業省	インバランスリスク単価は、30分コマごとに算定することとしておりますが、一般送配電事業者の現行システムでは対応できないため、システム対応が可能になるまでの期間は、暫定措置として、年度ごとに算定を行い、年度ごとの単価を設定しています。	回避可能費用単価等を定める告示　第３条	検討を予定	早期に30分コマごとのインバランスリスク単価の算定が実現するように一般送配電事業者と調整を進め、検討してまいります。また、令和4年（2022年）4月のFIP制度導入やアグリゲータービジネスの活性化を見据え、FIT特例２への移行インセンティブについても、今後、必要性と妥当性が認められた場合には検討することといたします。
③	ベースロード市場と先渡し市場との統合	ベースロード市場は先渡し市場と統合いただきたい	ベースロード市場はベースロード電源からの供給を事実上受けられなかった新電力に対して、旧一般電気事業者の持つベースロード電源を切り出すことで、新電力のベースロード電源への需要を満たすことを目的として創設された市場である。しかし、ここに供給される電源を石炭・原子力・流れ込み式水力・地熱に限定して、非稼働分も含めた維持費を盛り込んで価格設定していることで、いびつな市場設計となっている。長期のリスク回避のために、すでに日本卸電力取引所には先渡し市場が上場されており、ベースロード市場以上の長期リスクが回避できる。よって、ベースロード市場は廃止すべき。または、ベースロード市場を先渡し市場に統合の上で、旧一般電気事業者に対して、先渡し市場への一定程度の切り出しを義務化することを検討するべきだ。現状、再エネの投資リスクはFITおよび電源入札によってヘッジされているが、中長期でかんがえれば、この制度は終了するため、再エネ電源も含めて中長期リスクのヘッジニーズを満たせる電力市場の活性化は再エネ普及に不可避であると考える。	経済産業省	ベースロード市場は、小売競争の更なる活性化に向けて、新電力によるベースロード電源へのアクセスを容易にすることを目的としており、旧一般電気事業者等が保有するベースロード電源全体に対し、一定の比率で当該電源の電気の供出を求めている制度。旧一般電気事業者等が市場供出するにあたり、ベースロード電源の設備費用、燃料費等をもとに算出した上限価格を設定しており、その価格以下で供出することを制度として定めている。	-	検討を予定	ベースロード市場は、小売競争の更なる活性化に向けて、新電力によるベースロード電源へのアクセスを容易にすることを目的としており、新電力、旧一般電気事業者等の市場関係者の意見や当該市場動向を踏まえ、制度のあり方について、検討していきたい。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
②③	コミュニティ内の電力取引量の計量器の選択自由化	電力系統網との接続点での電力量を計量して取引を行う場合を除き、コミュニティ内での電力融通における電力量取引は、取引当事者間の合意に基づいた計量器、または、ソフトウェアを用いた算出電力量で行えるようにすべき	再エネ、及び、蓄電池などいわゆる小型分散電源の普及により、電気事業者以外の電力需要家がプロシューマー化して、電気の供給の担い手となりうる。プロシューマー化の推進は、コミュニティ単位の事業継続、自給率の向上、地産地消といった日本国内における地域課題解決に極めて有効な政策である。コミュニティにおける電力融通の取引、及び、少額取引の取引においては、高価な高信頼・高精度の計量器を用いる必然性はなく、コミュニティ内の当事者間で合意・紛争解決できるのであれば、安価な計量器による計量、または、ソフトウェアを用いて算出した電力量で取引できるようにすべきである。さらに、電力のP2P取引においては、計量器にブロックチェーン技術を活用したソフトウェアを組み込むが想定されており、従来の計量器検定スキームをそのまま維持することは、現実的とは言えない。	経済産業省	電力量計は、計量法第２条第２項第４号に規定される特定計量器であり、同法第１６条では、計量器でないものや検定に合格した特定計量器でないもの等を取引又は証明における法定計量単位による計量に使用することはできないとされています。	計量法第１６条	対応	・太陽光発電や電気自動車の普及など、需要家のプロシューマー化が進展していることも踏まえ、太陽光発電のパワーコンディショナーや電気自動車の充電器などの届出を行った取引に関し、計量器の一定の精度や消費者保護の確保等の基準を満たすものについては、計量法に基づく検定等を不要とする法改正を行ったところです（強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律。本年6月に成立）。 ・同法は令和4年（2022年）4月に施行予定であり、現在、その詳細な基準について検討を行っているところです。
③	小売電気事業者に対する供給力確保義務の撤廃	小売電気事業者に対する供給力確保義務の撤廃。 （安定供給のために必要となる供給力確保は一般送配電事業者の義務であることを明確化し、その負担は託送料金による一般負担とすべき）	小売電気事業者に供給力確保を義務づけていることにより、再エネ小売電気事業者に対して、火力・原子力電源固定費の負担を課すことになり、消費者の再エネ電力調達の足かせとなっている	経済産業省	電気事業法第二条の十二において、「小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない」としています。 本規定は、各小売電気事業者が自らの小売需要に応じた供給能力を確保することにより、需要家の利益を保護しようとするものであり、小売電気事業者が実需給断面の需要に対応するために必要な供給能力に加え、需要の上振れ等の可能性に対応するため一定の供給予備力を確保することが求められています。 なお、小売電気事業者がその小売需要に応ずるための供給能力を確保できない場合には、一般送配電事業者がその有する予備力を活用して、供給区域内の需給バランスを維持（一般送配電事業者に対する電圧及び周波数維持義務（電気事業法第26条））することとなります。	電気事業法	対応不可	電気が国民生活や経済活動に必要不可欠な必需財であることを踏まえれば、小売電気事業者は、自らと小売供給に関する契約を締結した需要家に対し、安定的に小売供給を受けることができる環境を整備しておく必要があります。本規定は、各小売電気事業者が自らの顧客需要に応じた供給能力を確保することにより、電力の供給を受ける需要家の利益を守るためのものです。 小売電気事業者がその小売需要に応ずるための供給能力を確保できない場合には、一般送配電事業者がその有する予備力を活用して、供給区域内の需給バランスを維持することとなりますが、仮に多くの小売電気事業者が自らの確保すべき供給力を確保しない場合、一般送配電事業者は上記の義務を履行するため、膨大な量の予備力を確保する必要が生じ、その結果として託送料金が上昇するなど、需要家の利益を阻害することも想定されます。 　したがって、上記の趣旨からして、小売電気事業者に対し、当該需要家の需要に応ずることができる供給能力を確保すべき旨の義務を課すことにより、需要家保護に万全を期すこととしております。
③	託送料金への原子力関連コストの上乗せ撤回	託送料金への原子力関連コストの上乗せを撤回いただきたい	賠償負担金は、福島第一原子力発電所事故後に導入された賠償への備え（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく一般負担金。）に関して、「事故前に確保すべきであった不足分」と称して。40年間で計2.4兆円を託送料金に上乗せするものである。また廃炉円滑化負担金は、原子力発電所を円滑に廃炉するための費用を託送料金に上乗せするものである。この二つの負担金は2020年度から上乗せが開始されているが、本来、この費用は原子力事業者（大半は旧一般電気事業者）が負担するべきコストである。これらのコストの負担を託送料金に上乗せすることは競争上著しく公平性にかけ、再生可能エネルギー普及の妨げとなる	経済産業省	・福島第一原発事故前に確保すべきであった賠償の備えの不足分である「賠償負担金」、円滑な廃炉を促す観点から廃炉時に一括で発生する費用を分割計上する「廃炉円滑化負担金」については、２０１７年に電気事業法施行規則等の改正を行い、２０２０年４月以降、託送料金の原価として算定することが認められています。 ・これを踏まえ、一般送配電事業者９社（沖縄を除く）は、電気事業法に基づく託送料金の改定手続を行い、２０２０年１０月から適用する託送料金において、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」が託送料金の原価に算入されています。	電気事業法第１８条、電気事業法施行規則第４５条の２１の２、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第４条ほか	対応不可	・ 今回の「賠償負担金」は福島の復興を支える観点から、福島第一原発事故前に確保すべきであった賠償の備えの不足分を広く公平に需要家から回収するため、 「廃炉円滑化負担金」は原発依存度低減というエネルギー政策の基本方針を達成する上で、電力自由化の下でも円滑な廃炉を促す廃炉会計制度を安定的に継続するため、2016年に消費者代表や新電力も出席する公開の審議会で検討し、２度のパブリックコメントを行った上で、電気事業法施行規則等の改正により託送料金の仕組みを活用した措置を講じたものです。 ・これらの検討に際しては、自由化以前には原子力の電気を広く消費者が利用し受益していた実態があること等も勘案し、託送制度を利用して、一般送配電事業者ごとにそのエリアの需要家から公平に回収させていただくこととしたものですが、託送料金は、一般送配電事業者毎にその地域の託送料金額が設定されるものであり、同一地域内における負担は小売電気事業者間で同一であるため、競争上公平性に欠けるものではなく、また再生可能エネルギー普及の妨げとなるものではないと考えています。 ・また、託送料金の算定に当たっては、電気事業法に基づく厳格な査定プロセスが措置されていることに加え、①2016年に閣議決定した福島復興指針において「賠償負担金」として回収する金額の上限を総額で2.4兆円と明記、②消費者庁からの意見も聞き、独立した電力・ガス取引監視等委員会による第３者のチェックを受ける、③毎月消費者に届けられる料金明細票等において表示する等により、「透明性」と「適正性」を確保しています。 ・なお、令和1年（2020年）１０月に行われた託送料金の改定では、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮する観点から当面１年間は託送料金の値上げは行われず、地域毎に設定される託送料金については、現行料金から値下げ（４社）又は据置き（５社）となっています。
③	廃炉円滑化負担金や賠償負担金の託送料金への算入禁止	託送料金の中に原子力発電の費用など送配電の費用とは無関係な費用を含めることを禁止する。	福島原発事故の損害賠償費用と原子力発電所の廃炉を促進するための廃炉円滑化負担金が、託送料金に算入されている。この二つは送配電事業に係る原価ではなく、全く根拠がない上に、全消費者の電気料金を引き上げている。	経済産業省	・福島第一原発事故前に確保すべきであった賠償の備えの不足分である「賠償負担金」、円滑な廃炉を促す観点から廃炉時に一括で発生する費用を分割計上する「廃炉円滑化負担金」については、２０１７年に電気事業法施行規則等の改正を行い、２０２０年４月以降、託送料金の原価として算定することが認められています。 ・これを踏まえ、一般送配電事業者９社（沖縄を除く）は、電気事業法に基づく託送料金の改定手続を行い、２０２０年１０月から適用する託送料金において、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」が託送料金の原価に算入されています。	電気事業法第１８条、電気事業法施行規則第４５条の２１の２、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第４条ほか	対応不可	・ 今回の「賠償負担金」は福島の復興を支える観点から、福島第一原発事故前に確保すべきであった賠償の備えの不足分を広く公平に需要家から回収するため、 「廃炉円滑化負担金」は原発依存度低減というエネルギー政策の基本方針を達成する上で、電力自由化の下でも円滑な廃炉を促す廃炉会計制度を安定的に継続するため、2016年に消費者代表や新電力も出席する公開の審議会で検討し、２度のパブリックコメントを行った上で、電気事業法施行規則等の改正により託送料金の仕組みを活用した措置を講じたものです。 ・これらの検討に際しては、自由化以前には原子力の電気を広く消費者が利用し受益していた実態があること等も勘案し、託送制度を利用して、一般送配電事業者ごとにそのエリアの需要家から公平に回収させていただくこととしたものですが、託送料金は、一般送配電事業者毎にその地域の託送料金額が設定されるものであり、同一地域内における負担は小売電気事業者間で同一であるため、競争上公平性に欠けるものではなく、また再生可能エネルギー普及の妨げとなるものではないと考えています。 ・また、託送料金の算定に当たっては、電気事業法に基づく厳格な査定プロセスが措置されていることに加え、①2016年に閣議決定した福島復興指針において「賠償負担金」として回収する金額の上限を総額で2.4兆円と明記、②消費者庁からの意見も聞き、独立した電力・ガス取引監視等委員会による第３者のチェックを受ける、③毎月消費者に届けられる料金明細票等において表示する等により、「透明性」と「適正性」を確保しています。 ・なお、令和1年（2020年）１０月に行われた託送料金の改定では、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮する観点から当面１年間は託送料金の値上げは行われず、地域毎に設定される託送料金については、現行料金から値下げ（４社）又は据置き（５社）となっています。
③	託送料の発電側基本料金課金の再検討等	再エネ自立化のハードルになる発電側基本料金制度導入はドイツなどでも見送られており、日本での導入も再検討すべき。少なくとも系統を専有しないノンファーム接続電源は課金免除するなど、受益者負担原則との整合性を取るべき。	現在制度化が検討されている託送料の発電側基本料金課金は、系統に接続される電源のkWにより課金されるが、これが導入されると稼働率の低い太陽光、風力などに対して、稼働率の高い石炭火力、原子力に比べて負担が高くなり、電源コストの優位性が損なわれる。このため、政府支援によらない再エネ電源の自立的拡大の制約となる。	経済産業省	・発電側基本料金は、再エネ主力電源化に向けて必要となる送配電設備の増強や維持・運用を効率的かつ確実に進めていくとともに、再エネを含めた電源による効率的な系統利用の促進に資するものであり、第5次エネルギー基本計画においても、その導入を進めることとされております。 ・今般、既存の非効率な石炭火力を抑制しつつ、再エネ導入を加速化するよう、基幹送電線の利用ルールの見直しを進めることとされており、これにあわせて、発電側基本料金についても、当該ルールと整合的な仕組みとするよう見直しを進めることとしております。	電気事業法	検討に着手	現在、有識者からなる審議会において、基幹送電線の利用ルールの検討をいただいているところ、その検討結果を踏まえつつ、発電側基本料金の見直しについても、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
③	FIT買取契約の送配電買取への変更（法改正前案件についても）	2017年度以降のFIT法改正前の案件についても、原則すべてのFIT買取契約を送配電買取に変更する。2020年度で小売買取事業者に対する回避可能原価に関する激変緩和措置が終了するタイミングに合わせて移管させるのが適切ではないか。	2017年度以降のFIT法改正前の案件については、現状FIT発電所は殆どが大手電力の小売事業者により買い取られている（2017年度改正前の案件に、FIT法改正の効果が訴求されない）。このため、FIT電気を特定卸して販売したい新電力が電源調達するためには、既存契約の解約及び送配電買取への変更手続きが必要になる。このFIT特定卸契約締結の手続が非常に煩雑であり、再エネ電源調達の障壁になっている。2017年度以降のFIT法改正前の案件についても、原則全てのFIT買取契約を送配電買取に変更すべき。2020年度で小売買取事業者に対する回避可能原価に関する激変緩和措置が終了するタイミングに合わせて移管させるのが適切ではないか。	経済産業省	FIT制度創設時には、小売電気事業者がFIT電気の買取義務者となっており、発電事業者との間で締結した特定契約に基づき、買取りを行っています。2017年の改正再エネ特措法により、買取義務者は送配電事業者に変更となりましたが、改正法施行の際、既に小売電気事業者が特定契約に基づき買い取っている既存契約分は、経過措置として、引き続き小売電気事業者が買取義務者としてＦＩＴ電気を買い取ることを認めています。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法　附則(平成二十八年六月三日法律第五十九号）第３条	事実誤認／検討を予定	2017年の再エネ特措法改正前に、発電事業者と小売電気事業者の間で買取りに係る契約が締結されていても、小売電気事業者と発電事業者の合意があれば特定契約を解除し、送配電事業者買取りに移行することが可能です。そのため、規制的手法により強制的に契約を解除させる必要性と妥当性がないものと考えます。また、激変緩和措置の終了は回避可能費用を市場価格連動とすることを目的とするものであり、買取義務者の変更は目的ではありません。 契約当事者の意思にかかわらず、一律に送配電事業者による買取りへ移行させることは適切ではなく、再エネの主力電源化に向けて再エネの市場統合を進めることにはつながらないと考えていますが、今後、必要性と妥当性が認められた場合には検討することといたします。
③	燃料費調整制度の廃止	再エネ100％の電気を供給しようとする小売会社にも、燃料費調整制度で実質「値下げ」が強制されている。義務ではないが、化石燃料の電気を供給する会社が燃料費調整額を減額すれば、それが実質割引となって多くの会社が追随している。再エネなのに化石燃料の価格変動による影響を受けることは不自然である。		経済産業省	燃料費調整制度は、為替レートや原油価格などに左右される燃料費の変動をできる限り迅速に料金に反映させることを目的として、平成８年に導入された制度です。 平成２８年４月の電力小売全面自由化の実施以降は、経過措置料金規制が残る旧一般電気事業者の小売部門（みなし小売電気事業者）の特定小売供給約款において適用されています。 他方で、それ以外の自由化分野においては、契約当事者間の合意により自由に料金設定がされるものであり、燃料費調整制度の適用の有無については、各小売電気事業者や契約当事者間の合意により決まることになります。	みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第４３条	検討を予定	現在、小売電気事業者が自由料金メニューとして燃料費調整を行うか否かについては、既に当該小売電気事業者の自由となっています。このため、小売電気事業者は、燃料費によらない料金メニューを自由に提供いただくことが可能となっています。また、経済産業省の庁舎においても、燃料費によらない料金で電力調達を行っています。 なお、みなし小売電気事業者（旧一般電気事業者の小売部門）に対しては、規制なき独占により、需要家の利益が損なわれることのないよう、経過措置規制料金が存続しており、御指摘の燃料費調整制度は、経過措置規制料金において措置されているものですが、燃料費によらない自由料金メニューの提供を妨げるものではありません。 また、経過措置規制料金につきましては、今後、各地域における競争状況等を勘案し、電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ、その必要性について検討を行ってまいります。
③	オフサイト型コーポレートPPA等の実現に向けた制度整備	・企業の電力調達手段の選択肢を増やし、条件に合う自然エネルギーの電力を購入しやすくするために、需要家と発電事業者間での電力購入契約を直接締結できるようにすべき（JCI）。 ・特に、オフサイト型コーポレートPPA（自社敷地内の再エネ設備を使ったものはオンサイト型、遠隔地の再エネを送電線経由で調達するのはオフサイト型）を可能とする環境の整備を進めるべき。具体的には、①発電事業者からの電力及び非化石証書購入が小売事業者に限定されること、②非化石証書の下限価格が高いレベルに設定されていること、③仮に需要家が入札を通じてFITやFIPを経由しない形で再エネ調達を実現できても、一律の賦課金が課され、その努力が打ち消されることへの懸念などの制度的課題を乗り越えるため、オフサイト型コーポレートPPAに必要な環境整備すべき（JCLP）。		経済産業省	現行の電気事業法において、一般の需要に応じ電気を供給すること、すなわち小売供給を行う事業営む際には、経済産業大臣の登録を受けることになっています。 非化石証書については、小売電気事業者が購入し、別途調達する電気と合わせて需要家に環境価値を訴求している。FIT非化石証書は、制度上設定された下限価格で取引されています。 FIT 制度において、小売電気事業者等は、納付金を費用負担調整機関に納付する義務があり、その納付金に充てるために、電気の使用者に対して賦課金を請求することができることとされています。	電気事業法第２条の２ エネルギー供給構造高度化法 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法　第31条、第36条	検討予定	事業者が、オフサイト型コーポレートPPAなどの形により、需要家に対して電気の供給を行う場合、電気事業法の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていただく制度となっています。なお、令和２年１０月末現在、６８４の事業者が小売電気事業者の登録を受けており、この登録を受けていただく又はこの登録を受けた小売電気事業者を介していただければ、御指摘のような事業を実施していただくことが可能です。 非化石証書については、関係事業者の様々な意見を聞き、検討していきます。 なお、再エネ賦課金は、FIT制度やFIP制度を通じた再エネの導入拡大を社会全体で支えるためのものであり、電気の使用量に応じて全国一律で公平にご負担いただくことが、広く需要家の理解を得ていくために重要だと考えております。
③	コーポレートPPA促進のための再エネ賦課金負担の減免	PPAで再エネ調達した電力分は自家消費と同様、再エネ賦課金を減免する。現状自己託送も賦課金免除されており、これを小売バランシンググループ（今後はアグリゲーター）を介した再エネ購入にも免除を適用。	コーポレートPPAの促進のための再エネ賦課金負担の減免。FIT、FIPなど補助に頼らない再エネ自立拡大のため、コストの下がった太陽光などを需要家が送電線を介して購入する方法の拡大。自分で再エネ電源を調達した場合でも、小売事業者を通して購入した場合には再エネ賦課金がかかり、環境価値負担については二重払いのコスト負担となってしまう。	経済産業省	再エネ賦課金は、FIT制度で買い取られた再エネ電気の買取りに要した費用に充てるため、電気の使用者から広く集められるものです。具体的には、再エネ特措法第３１条に基づき、小売電気事業者は、FIT制度に係る納付金を納付する義務を負っており、当該納付金に充てるため、小売電気事業者はその電気の供給の対価の一部として、電気の使用者に対し、支払を請求することができます。 FIT制度の下で、再エネの導入拡大によって生じる環境負荷低減の価値は、社会全体に帰属するものとして、賦課金の負担は電気の使用量に応じて全国一律で公平に負担いただく仕組みとなっています。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	事実誤認／検討を予定	再エネ賦課金は、FIT制度を通じて導入が拡大した再生可能エネルギーに係る費用負担を広く社会全体で支えるためのものです。そのため、実際に小売電気事業者がどの電源の電気を調達したかにかかわらず、電気の使用量に応じて全国一律で公平に負担いただくものであり、この仕組みを維持することが、電気の使用者の理解を得ていくために重要だと考えています。 そのため、実際に小売電気事業者が調達した再エネ電気に係る環境価値分のコスト等と、再エネ賦課金により広く電気の使用者に負担いただくコストに重複はなく、二重払いとのご意見は事実誤認に基づく要望と考えます。 今後、再エネの主力電源化に向け、コーポレートPPA等のオフサイト型再エネ電源活用モデルが進むよう、検討を進めてまいります。
③	非化石価値市場の廃止とグローバルスタンダードに沿った環境価値のトラッキング制度整備	非化石価値として再エネを選択する小売事業者（需要家）がコスト負担する原則は見直すべき。非化石証書の制度は対象が新規再エネだけ担っておらず、事実上追加性の無い水力電源や原子力に価値を移転する制度になってしまっている。 そこで、 ・環境価値の元となる発電設備、発電期間、環境価値の所有者などの情報をトラッキング（追跡確認）できる制度の、グローバルスタンダードに沿った形で整備及びその情報公開すべき（JCI）。 ・現在の非化石価値証書は、詳細な電源別トラッキングを行うことができず、また再エネ小売価格の上昇にもつながり適切ではない。現在、対応策として経済産業省が行っている非化石価値証書の関するトラッキング実証は仕組みとして整合はしているが、ガバナンスは民間の営利企業ではなく、第三者的公共性の高い団体が行うべきで、グローバル基準（欧州発電源証明や国際REC規格等）に沿った電源トラッキングを整備すべき（CDP）。		経済産業省	トラッキングを希望する小売電気事業者は、FIT非化石証書をオークションより購入後、証書の由来となる発電設備名、設置者名、設備の所在地等の属性情報を証書に付与している。今年度は、日本ユニシスに委託し、トラッキングの実証事業を行っている。	高度化法	検討予定	実証事業の総括及び課題の洗い出しを行いつつ、検討していきます。
③	非FIT由来非化石証書を購入した際の再エネ賦課金義務の免除	FITに頼らない再エネ発電から非化石証書（以下、非FIT由来非化石証書）を電力小売事業者が購入した場合、その電力量分は再エネ賦課金が免除される制度の導入を提案いたします。	FIT由来の再エネ発電については既に非化石証書が発行されており、環境意識の高い需要家の要請により小売事業者が購入を行っており、その収入がFIT財源の一部になっています。また、今年より、FITに依存しない（または卒業した）再エネ発電でも非化石証書を発行できるようになります。FITに頼らない再エネ発電を増加させる上で重要な一歩と考えます。一方で、課題は、非FIT再エネを調達する場合でも、電力消費量に応じて再エネ賦課金を支払う義務が生じていることです。これは、小売事業者や需要家からみて非FIT再エネの魅力を大きく損ねることにつながります。国民で負担を広く分かち合うという再エネ賦課金の制度趣旨は理解できる一方、非FIT再エネを増加させることは非常に大きな国民負担の下で成立しているFITの仕組みを考えると不可避と考えます。非FIT由来の非化石証書を買った分は再エネ賦課金を免除するというインセンティブを与えることで非FIT再エネの魅力を大きく向上させることになります。また、今後FIPの対象再エネが増えてくれば、市場価格変動というビジネスリスクを発電事業者が負うことになりますが、欧米ではvirtualPPAという仕組みで需要家側が価格変動リスクをとる代わりに環境価値を入手するというような契約形態が広がっています。このため最初からFIPによらずに小売事業者と直接契約するビジネスモデルの相対的魅力が今後増してくると思われます。こうした市場原理に基づいた取引を増やすためにも、非FIT非化石証書を購入した電力量分については再エネ賦課金を免除する仕組みを導入することを提案いたします。	経済産業省	再エネ賦課金は、FIT制度で買い取られた再エネ電気の買取りに要した費用に充てるため、電気の使用者から広く集められるものです。具体的には、再エネ特措法第３１条に基づき、小売電気事業者は、FIT制度に係る納付金を納付する義務を負っており、当該納付金に充てるため、小売電気事業者はその電気の供給の対価の一部として、電気の使用者に対し、支払を請求することができます。 FIT制度の下で、再エネの導入拡大によって生じる環境負荷低減の価値は、社会全体に帰属するものとして、賦課金の負担は電気の使用量に応じて全国一律で公平に負担いただく仕組みとなっています。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	事実誤認／検討を予定	再エネ賦課金は、FIT制度を通じて導入が拡大した再生可能エネルギーに係る費用負担を広く社会全体で支えるためのものです。そのため、実際に小売電気事業者がどの電源の電気を調達したかにかかわらず、電気の使用量に応じて全国一律で公平に負担いただくものであり、この仕組みを維持することが、電気の使用者の理解を得ていくために重要だと考えています。 そのため、実際に小売電気事業者が調達した再エネ電気に係る環境価値分のコスト等と、再エネ賦課金により広く電気の使用者に負担いただくコストに重複はないものと考えています。再エネ賦課金の負担は、電源を問わず電気の使用量に応じて公平に課されるものであり、非ＦＩＴ再エネの導入を妨げるものではないと考えられるため、ご意見の中に検討すべき規制がないものと考えます。 なお、FIT電気に係る非化石証書価値は、賦課金の算定の際に差し引かれ、広くに社会全体に還元する仕組みとしています。 今後、再エネの主力電源化に向け、非化石証書の活用促進を含め、非FIT再エネの導入が進むよう、検討を進めてまいります。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
③	非化石価値取引市場への原子力の上場廃止	非化石価値取引市場への原子力の上場は取りやめていただきたい	原子力は確かにCO2排出量は少ないものの、放射性物質の放出などにより環境に多大な影響を与えうるシステムである。EU taxonomy for sustainable activitiesにおいては、原子力はCO2排出量は少ないものの、"do no significant harm criteria"に該当する余地のあるものとして、明示的にタクソノミーの対象としなかった。 日本は、東電福島第一原発事故の発生国であり、原子力はまさに顕著な被害をおよぼした。また、多大な国民負担によって、その被害の修復が行われてきている。そのような原子力に対してCO2排出量が少ないからといって、その価値を事業者に享受させることは許されない。仮に原子力の価値を上場するのなら、その収益は被害の補填や将来的な事故の備えとして準備されるべきだ。	経済産業省	非化石価値取引市場は、高度化法の規制対象となる小売電気事業者が、2030年の小売供給に占める非化石電源比率を44%以上とする義務を円滑に達成するために、非化石エネルギー源に由来する環境価値を証書化し、取引可能にしたものである。 原子力発電については、同法上非化石エネルギー源に整理されるため、同電源に由来する非化石価値は他の非化石エネルギー源と同様に、非化石証書として同市場等を通じて取引されるものである。	高度化法	対応不可	２０５０年カーボンニュートラルを実現するため、温室効果ガスの削減に取り組むことが重要であり、電力供給についても、非化石電源を活用していくことが必要です。そのため、非化石エネルギー源の１つである原子力発電についても、非化石価値の取引制度上、他の非化石エネルギー源と異なる扱いをすることは適切ではないと考えております。
③	J-クレジット制度の早期改革について	１．J-クレジットの販売流通促進のため、オンラインの取引市場を整備すること。 ２．制度事務局による入札販売（年２回開催）の入札方法をオンライン入札にすること。また、販売時期、販売量、販売予定クレジットの認証対象期間の情報を、入札の半年以上前に開示すること。さらに、設定されている入札最低価格（足切りライン）は撤廃すること。 ３．J-クレジットの認証プロセスの簡素化と期間短縮（入力用フォーマットの開示、妥当性確認や検証の簡素化、認証委員会の随時開催等）を図ること。	J-クレジット制度は、国内におけるCO2削減・吸収活動を排出権（J-クレジット）として認証し、市場流通させる仕組みであり、経済産業省、環境省、農林水産省により所管されており、その前身となるJ-VER制度および国内クレジット制度が統合されて成立したものである。近年、パリ協定やESG投資の流れを受け、我が国企業においても意欲的に事業活動のCO2排出量を減らし、ゼロ・カーボン化やRE100を目指そうとする企業も増加しており、その手段としてJ-クレジットの活用ニーズも増加しているところである。しかしながら、J-クレジットの供給量・流通量が不足しているために、上述の意欲的な企業が十分にカーボン・オフセットできない、あるいはそれら企業へ電力を販売している小売電気事業者が”排出係数ゼロ電力”や”みなし再エネ100%電力”などを十分に提供できない状況にある。このことは、J-クレジットの流通システムが不完全であること、また認証プロセスが複雑かつリードタイムが長いために供給量が増えない構造に起因していることから、前項３点の提案に至った。提案が実現した場合、J-クレジットの供給量・流通量が増加することにより、J-クレジットを利用する我が国企業は正常な市場メカニズムを通じて効率的に事業活動の脱炭素化を図ることができ、ESG投資の促進にも繋がるとともに、J-クレジットを創出・販売する事業主体にはインセンティブが強く働くことになり、一層のCO2排出削減・吸収活動が実施されることとなる。	○経済産業省 環境省 農林水産省	・プロジェクト登録件数、認証件数とも順調に伸びており、2019年度末で812件登録され、742回クレジット認証されています。 ・認証済みクレジットの内、無効化(活用)されたものは55％で、残り45％はカーボンオフセット等に活用可能な状況です。 ・一方、オフセット目的でのニーズの高まりを踏まえ、更なる供給量拡大のため、信頼性を担保した上で認証プロセスの簡素化等の制度改定を行っています。	なし	検討を予定	１.オンライン取引市場整備について ・現在、クレジットの取引は主に民間同士の相対取引となっているため、「成長戦略フォローアップ（2020年7月17日閣議決定）」で示しているとおり、民間事業者による取引市場の創設に向け、ブロックチェーン等のデジタル技術を活用した市場創出の検討を進めています。 ２.オンライン入札について ・クレジット無効化などの取引後の一連のプロセスについてのオンライン化については検討予定です。入札については、事業者の方が各種報告等に活用しやすい時期を考慮し実施しており、入札時期が確定次第、速やかに情報を開示しています。入札者内でのカルテルやトラスト等による不当に安い入札単価を提示しクレジットを落札する等落札単価の急落を防止するため、最低販売単価を設定しています。 ３．プロセスの簡素化等について ・信頼性を担保した上で情報通信技術(ICT)の活用により認証プロセスの簡素化も可能となる制度改定を行っています。また手続きの簡素化のためのオンライン化についても検討予定です。
③	電源構成表示の義務化	現状は努力義務にとどまっており、消費者に分かりやすい表示が行われていないケースも多い。今後企業や個人の再エネ選択を促進し、再エネ調達を進めていくためにも、表示の義務化が必要である。消費者への十分な情報提供および再エネ選択を促す観点から、電源構成の開示は必要不可欠である。電源構成を開示しないことについて、「望ましくない行為」と位置づけるべき。		経済産業省	小売電気事業者の電源構成開示は、望ましい行為と位置付けられています。 この点は、電力の小売全面自由化に先立って2015年頃に審議会（電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合など）において検討が行われており、開示を義務化する根拠がないこと（電気は均質であり、食品や繊維等のように品質によって消費者の健康や安全に関するために表示が求められるものとは事情が異なる）、義務化すると小規模事業者等に負担となり参入障壁となること、自由化の中で不必要な義務は排除することが適当で、消費者のニーズによる情報開示は事業者の創意工夫に委ねるべきこと等を理由として、義務化ではなく望ましい行為との位置付けとされたものです。	電力の小売営業に関する指針	現行制度下で対応可能	2020年度からの非FIT非化石証書の取引開始を踏まえて、電気の表示のルールについては2020年9月以降電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において検討が進められています。そこでは、消費者に分かりやすく誤認を招かない表示という観点から、非化石証書の使用により再エネ価値を訴求する場合には電源の情報も併せて説明することを求めるという、小売電気事業者による電源等の情報開示を広げる方向で検討が進んでいます。この点は、年度内に指針の改定を行うことに向けて対応中です。 【参考】制度設計専門会合資料 https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/050_03_00.pdf （2020年9月） https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/051_05_00.pdf （2020年10月）
③	エネルギー供給構造高度化法の見直し	自家消費の発電量については、非化石電源に加味されていないため、太陽光発電の自家消費を促進しても非化石電源が増えたことにカウントされない。小売電気事業者がオンサイトPPA事業等で非化石電源から系統を介さずに電力供給を行った場合の電力を非化石電力としてカウントできるようにすべき。		経済産業省	非化石価値取引制度は、小売電気事業者の小売供給における非化石電源比率の義務を円滑に達成させるべく、非化石電源による系統売電分に由来する非化石価値を証書化し、非化石価値取引市場での取引を可能としている。	高度化法	検討予定	他の環境価値制度の趣旨も踏まえつつ、検討していきます。
③		再エネ主力電源化のためには、原発への依存度をできる限り早期に下げていかなければならない。原発を非化石電源として調達を義務付けることは、再エネ拡大の妨げとなる。同法上の「非化石電源」という括りは廃止し、調達義務付けは再エネのみとすべき。		経済産業省	非化石価値取引市場は、高度化法の規制対象となる小売電気事業者が、2030年の小売供給に占める非化石電源比率を44%以上とする義務を円滑に達成するために、非化石エネルギー源に由来する環境価値を証書化し、取引可能にしたものである。	高度化法	対応不可	２０５０年カーボンニュートラルに向けては、温室効果ガスの８割以上を占めるエネルギー分野の取組が重要であり、その実現に当たっては、再エネ等の脱炭素電源の普及拡大等が不可欠です。こうした中、非化石価値取引市場は、市場原理を活用し、効率的な非化石電源の普及になげるものであり、その調達目標は、その時々の政府のエネルギー政策を反映したものとなっています。政府としては、再エネの主力電源化を目指すとともに、原発依存度を可能な限り低減する方針であり、ご指摘のような再エネ拡大の妨げになるようなことのないよう、制度の運用をしていきます。

第１回要望と回答

④地域との共生

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果 制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
④	温対法の市町村の温対計画への再エネの位置づけ	温対法の市町村の温対計画（区域施策編）に基づき、市町村が再エネ設備整備計画を立てることができるようにし、再エネ特措法のFIT/FIP入札における補償金免除の対象とする。 地域主体で開発を進める場合、FIT/FIP入札の補償金のリスクを発電事業者が負うことになると、発電事業者が地域主体開発の案件への応札がし易くなり、地域貢献の向上や入札価格の下落につながる。	温対法の市町村の温対計画（区域施策編）に基づき、市町村が再エネ設備整備計画を立てることができるようにする。	環境省	・地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）第21条第３項に基づき、都道府県・政令市・中核市等は、区域内の排出削減等の施策について計画（地方公共団体実行計画（区域施策編））を策定することが義務付けられています。具体的には、①再エネ利用促進に関する事項、②事業者・住民の削減活動の促進に関する事項、③地域環境の整備・改善に関する事項、④循環型社会の形成に関する事項を、それぞれ定め、公表するものとされています。また、同計画に基づく措置及び施策の実施状況は、毎年１回公表するものとされています。 ＜地方公共団体実行計画HP＞ http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/overview.html	地球温暖化対策の推進に関する法律	検討に着手	・地球温暖化対策推進法については、令和2年（2020年）11月５日から、その見直しに向けた検討会を行っています。その中で、地方公共団体実行計画制度について、再エネを含む地域の脱炭素化を促進するプロジェクトの推進や、その際の合意形成の円滑化や地域への貢献の確保等の観点から、見直しの検討を行うこととしています。本検討会では年内に取りまとめを行う予定です。
④①		上記の温対法による再エネ設備整備計画において、環境影響評価も含めた形で検討することとする。都道府県も乱開発を防ぐ手段として条例アセスを活用しているので、より利便性の良い代替手段があれば、それを使うと思われる。 環境影響評価だけでなく、市町村等の再エネ目標や地域還元策も含めた形で、総合的に検討できる場が用意され、地域合意形成が図られる。	環境アセス法にて、太陽光発電事業が対象となったのに伴い、都道府県が独自の対象条件を引き下げて条例アセスを実施しているが、その内容が法アセスと同じで、事業規模に見合わないコストがかかってしまったり、専門性の低い委員が招集され、非合理的な対応を求められることがある。	環境省	・地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）第21条第３項に基づき、都道府県・政令市・中核市等は、区域内の排出削減等の施策について計画（地方公共団体実行計画（区域施策編））を策定することが義務付けられています。具体的には、①再エネ利用促進に関する事項、②事業者・住民の削減活動の促進に関する事項、③地域環境の整備・改善に関する事項、④循環型社会の形成に関する事項を、それぞれ定め、公表するものとされています。また、同計画に基づく措置及び施策の実施状況は、毎年１回公表するものとされています。 ＜地方公共団体実行計画HP＞ http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/overview.html	地球温暖化対策の推進に関する法律	検討に着手	・地球温暖化対策推進法については、令和2年（2020年）11月５日から、その見直しに向けた検討会を行っています。その中で、地方公共団体実行計画制度について、再エネを含む地域の脱炭素化を促進するプロジェクトの推進や、その際の合意形成の円滑化や地域への貢献の確保等の観点から、見直しの検討を行うこととしています。本検討会では年内に取りまとめを行う予定です。
④	駐車場に支柱を立てて設置する太陽光発電設備の 建築基準法上の取扱いについての技術的助言のお願い	今般、駐車場に支柱を立てて設置する太陽光発電設備（ソーラーカーポート）が増加してきたことに鑑み、建築基準法上の取扱いについて、下記のとおりのご助言をいただけないか検討していただきたくよろしく申し上げます。 駐車場に支柱を立てて設置する太陽光発電設備について、次に該当するものは建築基準法第２条第１号に規定する建築物には該当しない。 １，特定の者が使用する駐車場に設けるものであること。 ２，支柱及び太陽光発電設備からなる空間には壁を設けず、かつ、太陽光発電設備のパネルの角度、間隔等からみて近隣影響がないもの ３，災害時に地域への非常用電源として供給することを約束するもの	災害拠点には自治体の行政施設や地縁団体（自治体）の集会場などの施設があるが、これらの施設に非常用電源を設置する場合、維持コストやメンテナンスを含めると非常に手間がかかる。北海道の地震の際も報告によると非常用電源が２５％程度は動かなかったなどの問題も報告されている。 住民の一次対応を考えると、地縁団体の集会場やロードサイドのコンビニエンスストアなどが非常に地理的な場所としても利用しやすいのだが、そこに大掛かりな非常用電源は、導入不可能であるので、ソーラーガレージなどと蓄電池を併用した設備を導入して新電力等がPPA運用をして、設置すると初期費用もなく非常用電源の導入が可能である。 このような非常用対応のソーラーガレージを設置する際の建築基準法上の取扱いを技術助言にて緩和していただくと、設置工数（確認申請上では４０日必要）が緩和されたり、無料設置が進み補助金を出さなくても非常用のソーラーガレージ設置が推進可能である。 このようなソーラーガレージとEVなどの組み合わせで地域レジリエンス強化している推進事例（ご参考） https://project.nikkeibp.co.jp/mirakoto/atcl/design/2/t_vol46/?P=1	国土交通省	建築基準法第2条第1号において、「建築物とは土地に定着する工作物のうち、屋根および柱もしくは壁を有するもの」と定義されています。	建築基準法第2条第1号	現行制度で対応可能	お示しのソーラーカーポートが建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当するかどうかについては、各特定行政庁が適切に判断されるものです。 なお、お示しのソーラーカーポートがどのようなものかは分かりませんが、土地に自立して設置する太陽光発電設備である場合については、太陽光発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、架台下の空間を物品の保管又は格納等の屋内的用途に供しないものについては建築物には該当しませんが、太陽光発電設備の架台下の用途が屋内的用途であると特定行政庁において判断される場合には建築物に該当し、建築物の倒壊による事故を防ぐ等の理由から、建築基準法で定める手続が必要となります。
④	建築基準法の緩和	駐車場を活用したソーラーカーポートが低価格化してきており、今後の普及が期待されるが、カーポートは建築物に該当し、建蔽率や容積率にカウントされてしまう。緩和措置はあるものの、大規模なカーポートを設置した場合、建蔽率や容積率の上限で、設置できない場合がある（郊外の大規模店舗など）。そこで、カーポートの設置要件を大幅に緩和すべき。具体的には、壁がない、柱の間隔が2m以上、天井の高さが2.1m以上かつ4m以内、地階を除く階数が1という条件で、カーポート部分を控除できるとしてはどうか。		国土交通省	容積率制限は、建築物の密度を規制することにより、道路等の都市施設の処理能力等とのバランスを保つことを目的としており、建蔽率制限は敷地内に空地をある程度確保することにより、通風、日照、採光、防災等の市街地の環境条件を確保すること等を目的としております。 それぞれの規定は一定程度の緩和措置が設けられており、自動車車庫等の用に供する部分の床面積については、容積率の算定における建築物の延べ面積には、一定程度を限度として算入しないこととされています。また、建築物の位置を整えその環境の向上を図るために壁面線が指定された場合において、当該壁面線を超えない建築物で特定行政庁が許可したもの等については、建蔽率の制限を緩和することができることとなっています。カーポートについても、当該制度等を活用することが可能です。	建築基準法第52条・第53条	現行制度で対応可能	制度現状欄に記載の通り、既にカーポートの設置要件を緩和することは可能となっております。
①④	太陽光発電に係る専用建築基準の設定等	太陽光発電設備は大型の施設でも、架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものは建築基準法の適用除外。異常気象が連発する昨今、パネルが突風で飛ばされないなどの対応のため、建築基準法以外の専用の基準を設けるべきではないか。また、設備が安易なため、外資系企業による乱開発(里山の切り崩し、斜面の土留擁壁の非設置など)が横行。関係省庁（環境省、国交省、経産省等）が連携をとって自然環境に最も負荷の少ない場所の選定や規制の制定を行うなどして、国土環境の保全と安全を考慮した認可制度を実現すべき		経済産業省	太陽電池発電設備の支持物については、安全確保のため、電気設備の技術基準等において、土砂流出を防止するよう施設することや建築基準法に準拠した自重、地震・風圧等の加重に対し安定であることを規定しています。 民間規格や認証制度と柔軟かつ迅速に連携できるよう、太陽電池発電設備に特化した技術基準を2020年度中に策定する予定です。	電気事業法、電気設備の技術基準の解釈第46条第2項、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	検討に着手	太陽電池発電設備の支持物については、安全確保のため、電気設備の技術基準等において、土砂流出を防止するよう施設することや建築基準法に準拠した自重、地震・風圧等の加重に対し安定であることを規定しています。 民間規格や認証制度と柔軟かつ迅速に連携できるよう、太陽電池発電設備に特化した技術基準を令和2年度中（2020年度中）に策定する予定です。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
④	太陽光発電の届出義務や開発許可制度の見直	ソーラーパネルの野晒し状態をなくしていくために、出力50kW未満の太陽電池発電設備は届出義務がなく、また用途地域の規制がなく住宅地の空地に突如出現すること、住宅の裏山を削り土砂崩れの危険があるものの開発許可の申請も不要であること　などに関して、規制が必要ではないか。		○経済産業省 国土交通省	小出力太陽電池発電設備については、平成22年6月18日に閣議決定された再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直しにおいて、太陽電池発電設備の電気設備に関連したリスクを詳細に検討し、20kW以上50kW未満の太陽電池発電設備（電圧600V以下）のリスクは当時の一般用電気工作物として扱われていた20kW未満と同程度のリスクと判断されたことから、平成２３年6月に50kW未満までを一般用電気工作物として規制緩和を行ったところ。なお、小出力発電設備については、電気事業法第56条の規定により、電気設備に関する技術基準を定める省令に適合させる義務があり、架台に求められる性能についても当該省令に規定されている。また、開発許可については、太陽電池発電設備は開発許可制度の対象である建築物、第１種特定工作物及び第２種特定工作物に該当しないことから許可不要としているところであるが、電気事業法において必要な技術基準を定めている。	電気事業法、電気設備の技術基準の解釈第46条第2項	検討を予定	50kW未満の小出力発電設備についても、電気事業法に基づく技術基準（支持物等）への適合義務が課されています。また、従来の立入検査に加えて、令和3年（2021年）4月からは電気事業法に基づき報告徴収及び事故報告の対象となるため、これらの手段を用いながら小出力発電設備の保安規律を図ってまいります。
④	太陽光発電事業推進に逆行する地方行政（和歌山県、和歌山市）への行革提案	平成30年3月23日（同日）に和歌山県は「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（以下、県条例）」、和歌山市は「和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（以下、市条例）」を制定し、太陽光発電に反対する主旨で運用しています。これら条例及び各施行規則に定められる許可基準が一義的に明瞭でないことから、審議員は条例の許可基準に定めのない独自基準で事業を評価する事態です。また審査の手続きも不必要に長期化し、法令として大きな問題があります。これらは国の再生エネルギー推進の方向性と逆行していることは明白であり、太陽光事業を推進する事業者に公平・公正な枠組みへの変革をすべきと考えます	弊社は長期にわたり和歌山市で太陽光発電事業に取り組み、両条例への申請を行いました。しかし、和歌山市から不許可の書面を受け取り、現在は行政不服審査法に基づく審査請求中です。例えば、和歌山県及び和歌山市の対応には、以下のような問題点があります。第1に和歌山市長は、弊社の計画が市条例の基準を満たすにもかかわらず、違法かつ恣意的に不許可処分を行いました。また、市条例に基づき設置された審議会（諮問機関）は、情報公開請求により開示された議事録（もっとも、審議員名簿は不合理にも不開示とされており、同審議会の透明性という観点でも疑問です。）を見る限り、独自の審査基準で弊社の計画を非難しており、これも行政手続上問題です。第2に和歌山県では何ら根拠なく県条例と林地開発許可を「同時許可」とする扱いとし、林地開発許可の基準には県条例は含まれないにもかかわらず、林地開発許可の補正が完了した令和元年7月以来、林地開発許可が下りていません。第3に条例に基づく審査に時間がかかり過ぎます。再エネ法に基づき、許可に時間を要するほどFIT価格が下落する事情を認識した上で、県及び市は審査に不必要に長い時間をかけました。県条例では平成31年4月に、市条例では令和元年7月に申請は受理されましたが、和歌山市での一定の結論は受理から1年後、和歌山県では現在でも審議中となっています。再生エネルギーを推進すべく取り組んできた弊社としては、県及び市の行政手続の不備により事業が頓挫する事態に陥っています。国の再エネ推進に従い多額の資金も投じた開発が、地方行政による恣意的な条例の運用により損失になるのは行政として問題があると考えます。	経済産業省	和歌山県及び和歌山市の条例に関するものであり、国として規制しているものではありません。		事実誤認	条例制定権の範囲内で和歌山県及び和歌山市は条例を制定していると承知しており、国としてこれらについて何らか規制するものではありません。
④	地域社会との共生に関するモデル条例	・各地方自治体が再エネ設備と地域社会との共生を促進するための条例を作成する際に参考となるような標準的なモデル条例を策定する	・現状各地方自治体でバラバラに再エネ発電設備と地域社会との共生に関する条例が制定されている。ただ各地方自治体で必要とされる地域社会との同意に関する、範囲、プロセス、レベルがあいまいかつ異なっており、事業者が困惑する事態が生じている ・したがって地域社会との共生に関して、各自治体が条例に作るにあたって参考/標準となるようなモデル条例を政府として策定することを提案する。	経済産業省	該当する規制はありません。	-	事実誤認／検討を予定	該当する国の規制はありません。 なお、地域における再エネ導入に関するコミュニケーションのあり方等は、各地域の実態に応じて丁寧に決められるべきものであることから、国が一律のモデルを示すことは適切ではないと考えています。 各自治体が条例に作るにあたって参考とできるよう、今後、各地の条例について調査・取りまとめ、公表してまいります。
④	事業者に対する地域社会との共生に関する詳細ガイドラインの策定及び発電事業者と近隣地権者等との裁判外紛争解決機関（ADR)の設置	・発電事業者が近隣住民等と交渉するにあたって参考となる地域社会の共生に関するガイドラインを策定し、当該ガイドラインに基づき発電事業者と近隣地権者等との間の紛争に関する裁判外紛争解決機関（ADR）を設置する	・近年再エネ発電事業者と近隣住人のトラブルが近年増えており、経済産業省をはじめとする各省庁で問題事案に対する規制やガイドラインの整備が進められ、事業者側のコンプライアンス意識も高まってきた。 ・他方で再エネ発電設備の建設計画を奇貨として多額の金銭を要求し、発電所近隣の土地を占拠して建設を妨害するなどの、悪質な圧力団体も多数存在しており、事業者側対処に苦慮する事例も多数出ている。 ・こうした事案に関して、紛争解決が円滑に進むよう、政府として再エネ発電設備建設における地域社会との共生プロセスに関するガイドラインを策定し、合わせて調停機能を有する裁判外紛争解決機関を整備することを提案する。。	経済産業省	該当する規制はありません。	-	事実誤認／対応	該当する国の規制はありません。 なお、再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドラインにおいて、土地及び周辺環境の調査・関係手続の実施、 地域との関係構築等について必要な手続、自治体や地域住民の理解を深めるための積極的なコミュニケーションを求めており、本ガイドラインに基づいて事業を実施していただいていると認識しております。 また、地域の実情に応じた条例や効果をあげている条例などのグッドプラクティスを取りまとめ、自治体に共有するなどにより地元理解の促進に向けた取組を進めてまいります。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
①④	再生可能エネルギー普及の障壁となっている農地関連の規制の撤廃について	農地法は、農地の転用に大きな制約を課し、山間部など、耕作に適さない土地の多くが耕作放棄地となっている。太陽光発電施設、風力発電施設などの再生可能エネルギーの促進のため、過度な規制は撤廃すること。当方は、二種兼業農家であったが、生活は疲弊し、農地の売買、賃貸の希望は強い。既に会社は辞めており、農業にも従事していないが、農家である。また、施設の廃止後の撤去経費を、あらかじめ役所に納付させるような過度な干渉はやめるべき。工場、リゾートホテル、マンション、産業廃棄物処理場などにも求めていない過度な干渉で、再生可能エネルギーの普及に水を差すだけでなく、他の建築物と比較して、著しく不公平な規制である。	太陽光発電所、風力発電所、洋上風力発電所など発電施設ごとに、適する土地は異なる。それぞれが、安価で、安全で、最大限効果を発揮できるよう、総合的な観点で、規制を見直すべき。開発経費がかからず、事業者に過度の負担を求めず、適する土地を活用し再エネ施設を立地すれば、石炭火力発電や原子力発電などの環境、安全性に疑念のある施設を減らし、かつ消費者にも納得いく価格での電力供給を可能とする。	農林水産省	農業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を促進することは、農村の活性化につながる重要な取組であると考えています。 このため、太陽光パネル等再生可能エネルギー設備の設置については、農山漁村再エネ法に基づき、市町村の計画認定を受けることにより、利用することが著しく困難である荒廃農地について転用が可能としています。 また、営農を継続しながら農地の上部空間で発電を行う営農型太陽光発電設備の場合は、優良農地であっても転用可能としているところです。	農地法第４条、第５条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第５条	対応	・荒廃農地であれば、農山漁村再エネ法を活用することにより、再生可能エネルギー発電設備を設置することは現行制度においても可能となっています。 ・なお、農地転用許可制度において、廃止後の設備の撤去費用について、行政機関等に納付させるような仕組みはありませんので、その旨通知してまいります。
①④	着床式洋上風力発電の撤去時における海底面下基礎杭の取扱いの明確化	着床式洋上風力発電の撤去時における海底面下基礎杭の取扱いについて、一部残置を認める可能性を含め、政府審議会等の場において、早急に議論を開始し、結論を得るべきである。	洋上風力発電設備等の要求性能や維持管理の方法基準を定める「公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に監視必要な事項を定める告示」（平成28年６月30日国土交通省告示第858号）において、現在、洋上風力発電設備撤去後の基礎杭の取扱いが明確化されていない。着床式洋上風力発電設備の撤去時の基礎杭の取扱いが明確化されていないことで、事業の予見可能性に不透明感が生じている。基礎杭の取扱いについては、すでに欧州において、完全撤去と一部残置の両者について、検討が行われており、わが国においても早期の検討が求められる。とりわけ、一部残置については、完全撤去と比較して以下のような優位性があると考えられる。具体的には、環境面への影響については、海底有害沈殿物の拡散が抑制できること、生態系への影響については、水中騒音の低減が可能となること、漁業に対する影響としては、残存する基礎杭が人工漁礁となることが考えられる。加えて、完全撤去に比べ工期短縮が可能となるなど、経済面でもメリットがあるとの指摘がある。基礎杭の取扱いが明確化させることで、事業の予見可能性が高まり、わが国における再生可能エネルギーの主力電源化の一助となると考えられる。	○環境省、経済産業省、国土交通省	・海防法上の海洋施設である着床式洋上風力発電施設を海洋に捨てようとする者は、海防法第43条の2の規定により環境大臣の許可を受けなければならないとされています。海洋施設の廃棄が廃棄海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること、海洋に捨てる場合のほうが撤去よりも海洋環境保全の見地からより適切であることが確認できれば、環境大臣の許可を得た上で残置を行うことが可能です。 ・再エネ海域利用法では洋上風力発電施設の撤去方法については選定事業者になろうとする者が提出する公募占用計画に記載することとしており、経済産業大臣及び国土交通大臣が公募占用指針等に適合しているか審査することとなります。 ・海域占用については占用許可期間の満了時には海域の利用又は保全に支障を与えないように当該施設を撤去する必要がありますが、着床式洋上風力発電施設の基礎杭の取扱いについては現時点では明確化されていません。	・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 ・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律	検討に着手	・国土交通省において「公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示」（平成28年６月30日国土交通省告示第858号）及び「海洋再生可能エネルギー発電設備又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示」（令和２年３月19日国土交通省告示388号）を今年度内に改正し、着床式洋上風力発電施設の事業終了後の構造物の取扱いについては、環境大臣の許可を得た場合には残置を行うことが可能であることを明確化します。 ・また、残置に係る具体的な内容については関係省庁で検討を進め、再エネ海域利用法に基づき設定する公募占用指針（案）（千葉県銚子市沖等の促進区域）において、原状回復を原則としつつ、一部残置する場合には「海底面下１ｍ以深で切断するなど、海洋環境の保全に十分に配慮した撤去方法を検討すること」と整理したところであり、こうしたことも踏まえ、海防法に照らして認められる海洋環境の保全に十分に配慮した撤去方法の具体的なあり方については、今年度内に関係省庁連絡会議を開催して更に検討を重ねるほか、有識者を交えた検討会を開催して令和3年度（2021年度）前半を目途に一定の考えを示すことを目指しています。

第１回要望と回答

⑤その他

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
⑤	ペロブスカイト太陽電池の設置場所拡大に向けた規制緩和	フィルム型のペロブスカイト太陽電池は、壁面・曲面・室内といったこれまででは設置が難しかった場所に対し設置が可能な特徴を有する。しかし、太陽光発電システムを建築物へ設置するにあたり、建築基準法を満たすことや、「ＪＩＳ Ｃ ８９５５（２０１７）」に則り、電気設備技術基準に準拠することが要件とされている。しかし、これら従来の確認申請・耐火・安全等の規定では、太陽電池の新たな場所への設置が想定されておらず、同基準が厳しく解釈された場合設置ができないという問題が発生することが想定される。そのため、基準要件の見直し、本技術を活用できる基準の追加等をお願いいたしたい。	要望理由 太陽電池の新たな場所への設置に対し、本来の主旨を逸脱しない範囲で規制緩和することにより、壁面・曲面・室内へ適用が可能なフィルム型のペロブスカイト太陽電池を活用して太陽光発電システムの新たな利用領域を拡大し、再生可能エネルギーの更なる普及を促したい。 要望が実現した場合の効果 フィルム型のペロブスカイト太陽電池は、薄型・軽量であり、従来設置が難しかった構造物の屋根（カーポート、ペデストリアンデッキ等）や、垂直面（壁面、ベランダ等）や曲面（アーチ形屋根）などに設置が可能である。また、フィルム状に印刷、貼付けすることが可能であることから建材との一体化や、これまで電源が供給できなかった広告媒体への電源供給や、壁紙材として室内発電など、従来基準に捉われない新たな太陽光発電システムの利用を促し、再生エネルギーのさらなる活用が可能となる。	経済産業省	(電気事業法) 50kW未満の小出力太陽電池発電設備の施設にあたっては、電気事業法第56条の規定により、電気設備に関する技術基準を定める省令に適合する必要があります。 　このうち、太陽電池モジュールの支持物については、設置する場合、「JIS C 8955(2017)」等に基づき、電気設備の技術基準の解釈第46条第2項に準拠することが要件とされています。	電気事業法、電気設備の技術基準の解釈第46条第2項	検討に着手	太陽電池発電設備に関する技術革新の進展や設置形態の多様化等を踏まえ、民間規格や認証制度と柔軟かつ迅速に連携できるよう、太陽電池発電設備に特化した技術基準を令和2年度中（2020年度中）に策定する予定です。 　フィルム型の太陽電池については、民間規格の整備や設置形態等を踏まえ、技術基準等への反映を検討してまいります。
⑤	バイオマス発電燃料における廃棄物該当性の見直し	工場排水を生物処理、加圧浮上処理等した際に発生する排水処理汚泥を、乾燥処理等により燃料として利用する場合は、廃棄物ではないと認め、廃棄物焼却処理施設でなくても処理（燃焼）できるようにすべきである。そのために、汚泥燃料中の重金属等有害物含有率および総量にて規制すべきである。 具体的には、環廃対発第1306281号環廃産発第1306281号で示された、廃棄物該当性の判断方法および各種判断要素の基準等のうち、「①燃料の性状」で示された「飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること」を具体的に示し、さらに「③通常の取扱い形態」に記載の「燃料としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められていないこと」の要件を緩和すべきである。	廃棄物該当性の判断方法および各種判断要素の基準等については、環廃対発第1306281号環廃産発第1306281号において、①燃料の性状、②排出の状況、③通常の取扱い形態、④取引価値の有無、⑤占有者の意思の５項目が挙げられている。 工場排水を生物処理、加圧浮上処理等した際に発生する排水処理汚泥については、「平成24年度バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」において廃棄物に該当するとされており、現状ではバイオマス発電燃料としては使用できない。一方で、有害物質の含有量が極めて少ない汚泥に関しては、バイオマス燃料として利用できる可能性があるが、明確化されていない。	環境省	廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要になったものをいい、これらに該当するか否かは、「行政処分の指針について（通知）」（平成30年３月30日付け環循規発第18033028号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）に示しているとおり、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断するものです（最高裁判所第二小法廷判決平成11年３月10日判例時報1672号156頁同旨。）。これは、廃棄物は不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有しているため法の管理下に置くことが必要であるところ、有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たないため、各判断要素に基づき総合的に判断することが求められるためです。これらの判断については、指導監督権限を有する都道府県等により適切になされることとなります。バイオマス発電燃料の廃棄物該当性の判断方法及び各種判断要素の基準については、「「規制改革実施計画」（平成25年６月14日閣議決定）において平成25年６月中に講ずることとされた措置（バイオマス発電の燃料関係）について（通知）」（平成２５年６月２８日付け環廃対発第1306281号環廃産発第1306281号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄部物対策課長 産業廃棄物課長通知）において示されております。	「「規制改革実施計画」（平成25年６月14日閣議決定）において平成25年６月中に講ずることとされた措置（バイオマス発電の燃料関係）について（通知）」（平成２５年６月２８日付け環廃対発第1306281号環廃産発第1306281号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄部物対策課長 産業廃棄物課長通知） 「平成24年度　バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」（平成25年３月環境省大臣官房・廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課）	現行制度下で対応可能	・ご提案の「飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること」の具体的なお示しにつきましては、「飛散、流出、悪臭の発生等」と既に明示しており、汚泥については発生行程が多様であること等から、各都道府県等によりその性状等の判断要素を総合的に勘案して適切に判断されるものと考えます。 ・また、廃棄物該当性の判断の要素のひとつである「通常の取扱い形態」については、通常であれば燃料又は製品としての市場が形成されていない物は不適正処理のリスクが高いと考えられるため考慮するものであり、客観的な判断を担保する要素として重要です。 ・今後、適正な判断の促進に向けて、具体的な事例の収集や周知を行ってまいります。
⑤	排水規制緩和によるメタン発酵技術の適用拡大、地球温暖化対策	メタン発酵技術によって有機性廃棄物処理を行った際に生成する残渣水（消化液）に限り、河川や下水に放流する場合の排出規制を緩和する。これにより、メタン発酵技術の適用を拡大を図ることができ、廃棄物由来の再生可能な電力の発電が増えて化石燃料の使用を削減することができ、CO2発生量の低減につながる。	生ごみ、家畜糞尿、下水汚泥などの水分を多く含む有機性廃棄物の処理方法であるメタン発酵（嫌気性発酵）技術は、生成するバイオガス（メタン60%）をエネルギーとして有効に回収できる点で、水の蒸発で熱をロスする焼却など他の方法に比べて省エネルギー性に優れた方法である。バイオガス発電による売電では、固定価格39円/kWhという好条件で買取りが保証される優遇制度が設けられているが、その活用はあまり広がらない。その原因のひとつが、発酵残渣である消化液の処理にある。消化液は、植物の成長に必要なリン、カリウム、窒素が含まれ、液肥として利用できるが、その濃度が薄く運搬・散布にコストがかかり過ぎるため、北海道の牧草地のような場所を除いて利用が進まない。一方、そのままではまだBODが高く河川や下水の排水基準を満たさないため、放流するには高度な処理が必要になる。活性汚泥法などを導入するとその設備コストが高いため、食品工場や下水処理場のような元々高度処理設備を持つ場合を除いて、メタン発酵の適用が現実的ではなくなる。一方、広く排水規制遵守が徹底された結果、河川から流入する栄養塩類が少なくなり、養殖海苔の色付きが悪くなるなどの悪影響が出てきている。これに対応して、瀬戸内海や有明海などで、下水処理場放流水の窒素やリンの濃度をわざと高くする対策が現実に行われている。メタン発酵消化液の発生量は流域の下水処理場の全放流量に比べてかなり少ないと考えられる。そこで、消化液に限って河川・下水への排出規制を緩和すれば（総量規制などは必要か）、メタン発酵技術適用の拡大、ひいては二酸化炭素排出量の削減を図れると考える。	〇国土交通省 〇環境省	〇下水への放流 ・下水への放流については、下水道法において、水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場・事業場からの排水に対し、各下水道管理者（地方公共団体）が条例でBOD等の水質基準を定めるとした場合の下限値を設定しているものです。 〇河川への放流 ・河川への放流については、水質汚濁防止法に基づき特定施設を有する工場・事業場からの排水に対し、業種を問わず一律の排水基準を適用しています。	〇下水への放流 ・下水道法 〇河川への放流 ・水質汚濁防止法	〇下水への放流 ・現行制度下で対応可能 〇河川への放流 ・対応不可	〇下水への放流 ・処理場の施設能力や放流先の公共用水域の水環境、処理場流域の特定施設等の分布状況など、自治体によって状況は様々であり、地域の実情に応じて、各下水道管理者が個別のケースに応じて判断するものと考えております。 〇河川への放流 ・水質汚濁防止法に定める一律の排水基準は、全国の公共用水域において一定の水質保全が図られるよう、全ての規制対象事業場が遵守すべき最低限の基準として定められたものです。公共用水域に排出する場合には、水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守をお願いします。
⑤	バイオマスボイラー普及のための規制撤廃	労働安全衛生法施行令に「ニ　ゲージ圧力0.1MPa以下の温水ボイラーで、伝熱面積が4m2以下のもの」との記載があるが、木質資源を燃料とするバイオマスボイラーの温水ボイラーは燃料の低位発熱量（単位燃料あたりの発熱量）が少ないため、化石燃料ボイラー並の規模が設置できない。このため、安全性を前提として圧力が一定以下のバイオマス温水ボイラーについては、技術的に先行している欧州の規制と同様に「圧力」のみの規制として伝熱面積(規模)の規制を撤廃してほしい	現在日本では大規模施設でもボイラー技士等の資格者の不要な簡易ボイラーの設置が、低コストであるため大規模な施設でも進んでいる。しかしながら温水ボイラーについては、木質バイオマスの場合現在の伝熱面積（ボイラーの物理的大きさを表現する）の範囲では50kW程度の小さな規模のボイラーしか簡易ボイラーとして設置できなくなっている。原因は木質バイオマスボイラーというものが殆ど日本に無かったためと思われる。現在この規制は、日本で木質バイオマスボイラーの設置が化石燃料に比べ、進んでいかない原因の一つになっている。現在のバイオマスボイラーは、労安法の規制のため、伝熱面積が４㎡を超える（おおむね出力60kW以上）ものは無圧開放している現状で、配管費用の増加、錆の発生等による耐用年数の大幅な低下、高コストにもつながっています。無圧開放は防錆剤（エチレングリコール等）か脱酸素剤を鹹水に入れますが、人体に有害で熱交換器にピンホールが開くと、飲料水に混入する恐れもある。この規制撤廃により、ほとんどのバイオマスボイラー（蒸気ボイラー、特に高出力機［おおむね500kW機以上］を除くバイオマス温水ボイラー）が、簡易ボイラーとして設置・運営できるようになり、安全性の向上と、運用コスト低下でCO２ニュートラルなバイオマスボイラーの導入に弾みが付く。	厚生労働省	労働安全衛生法において、「ボイラー」とは、水又は熱媒を加熱して、大気圧を超える圧力の蒸気を発生させ他に供給する「蒸気ボイラー」又は圧力を有する水を他に供給する「温水ボイラー」を指し、これに該当しないものはは法令上ボイラーに該当しません。 また、圧力及び伝熱面積等により、ボイラー（小型ボイラー及び簡易ボイラーを除く。以下「特定機械等のボイラー」という。）、小型ボイラー及び簡易ボイラーに区分され、その危険性の程度に応じ、必要となる検査や取扱者等に差が設けられています。 簡易ボイラーについては、厚生労働大臣が定める規格（構造規格）を具備させることが必要ですが、登録製造時等検査機関の検査又は登録個別検定機関の検定を受ける必要はなく、その取扱いに資格は必要ありません。 温水ボイラーの場合、圧力0.1MPa以下かつ伝熱面積4㎡以下のものが簡易ボイラーに該当し、4㎡を超えるものは0.1MPa以下であっても簡易ボイラーに該当しません。 なお、提案の具体的内容にある欧州の規制は、EU域内におけるボイラー等の流通規制である圧力機器指令を指すものと思われますが、当該指令では、圧力と体積の組合せで規制の区分を設けており、圧力のみで規制するものではないものの、0.5bar以下のボイラー等については適用対象外とされています。 ※　伝熱面積・・・燃焼ガス等が触れるボイラー本体の面積で、その裏面が水または熱媒に触れるものの面積	労働安全衛生法（以下「法」という。）第38条第1項及び第2項、第42条並びに法第44条第1項及び第2項 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第1条第3号及び第4号、並びに第13条第3項第25号 ボイラー及び圧力容器安全規則（以下「則」という。）第12条、第23条、第90条の2及び第92条	検討を予定	提案主体に、バイオマス温水ボイラーを含め要望の詳細についてヒアリングを行うとともに、EUの流通規制である圧力機器指令において0.5bar以下を適用除外としている技術的根拠等のほか、流通のみならず使用段階までを含む各国のボイラーに係る規制を調査のうえ、国際整合性も考慮しつつ、一定圧力以下のボイラーに係る労働安全衛生法上の規制区分の見直しについて、技術的観点から検討を行うこととします。 ＜今後のプロセスについて＞ 技術的な検討は、学識経験者等専門家により行われる必要があり、海外の規制等に係る調査も必要となります。本年度中に提案主体へのヒアリングを行った上で、次年度以降、上記調査及び検討を委託事業として実施することとします。なお、法令改正を要する場合には、検討結果を取りまとめ次第、行政において審議会へ諮問の上、その答申を経て、改正・周知を行うこととします。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
⑤	リチウムイオン蓄電池の普及に向けた制度整備	適切な機能を備えたリチウムイオン蓄電池については、「危険物の規制に関する政令」で指定する数量を超えた場合の新たな数量基準を設けるべきである。少なくとも、消防法通知における「電解液量の総量が指定数量未満の蓄電池を箱に収納して貯蔵する場合の取扱いについて」を充放電時にも適用可能とすべきである。	リチウムイオン蓄電池に使用される電解液は「第４類第２石油類」として消防法上の危険物に該当し、1,000リットル以上の電解液量を貯蔵・取り扱うには壁・柱・床等を耐火構造とする「危険物取扱所」で行わなければならない。 リチウムイオン蓄電池は従来の鉛蓄電池等に比べ、小規模で大容量の電力を貯えられるという特長を持ち、データセンター等における非常用電源としての活用期待は高い。しかしながら、貯蔵・取扱場所が危険物取扱所に該当した場合の追加措置が負担となるため、事業者が1,000リットル未満の電解液量で貯蔵・取り扱わざるを得ない事態が生じている。リチウム蓄電池システムの中には、蓄電池が所定の高温状態になると回路の遮断器を開放して火災にともなう燃焼を防止する機能を搭載している製品もあり、一定数量を超えた貯蔵・取り扱いに際して安全性を担保することは十分に可能である。	総務省	消防法（昭和23年法律第186号）では、貯蔵又は取扱いを行う危険物が一定の数量（指定数量）を上回る場合には、その危険性に鑑み、火災予防のための技術基準に従わなければならないこととされています。リチウムイオン蓄電池に使用される電解液についても、消防法上の危険物に該当するものが多く、指定数量以上の貯蔵・取扱いが行われる場合には技術基準が適用されます。なお、電解液量の総量が指定数量未満のリチウムイオン蓄電池を、一定の要件を満たした箱に個々に収納し、貯蔵する場合にあっては、当該箱ごとの数量を合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を貯蔵する場所として扱われています（「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」（平成23年12月27日付け消防危第303号。以下「303号通知」という。））。	消防法第10条、危険物の規制に関する政令第10条、第19条	検討を予定	リチウムイオン蓄電池の危険物保安上の扱いについては、電解液の引火性、火熱に曝された場合の燃焼性状等を勘案して定めているところです。 303号通知の見直しについては、令和２年２月に経団連傘下の関係事業者団体の要望を踏まえ、一般的なリチウムイオン蓄電池を用いて実験を行ったところ、電池間の延焼を防止することができなかったことから、さらに技術的な検討が必要であるとの共通認識の下、当該関係事業者団体において、現在、技術的な対策案の検討を行っているところです。 この関係事業者団体の検討を基に、引き続き関係事業者団体とともに検討を進め、令和２年４月に改めてご提案のあった「火災にともなう延焼を防止する機能」の効果等を含めたシステム全体の安全性に応じた措置について、危険物保安分野の有識者等から構成される検討会において、おおむね１年以内を目処に結論を得たいと考えているところです。
⑤	家庭用蓄電池の日本独自技術要件の撤廃等	蓄電池の内外価格差の検証。日本独自の技術要件の撤廃。電力会社（一般送配電事業者）が行う系統連系協議の簡素化、および国際基準・認証試験（IEC等）の相互認証。	家庭用蓄電池などに課されているJET認証は日本独自の技術要件であり、海外製蓄電池の事実上の市場参入障壁となっている。結果、日本の家庭用蓄電池は海外に比べて著しく価格が高い。（10kWhの製品で日本は約300万円程度だが、欧州等、海外では50－60万円程度の製品が販売されている模様）	経済産業省	家庭用蓄電池を電力系統と電力のやりとりをするために接続する場合（連系）、高信頼度の電源供給網を維持するため、電力会社との協議が求められます。連系を行うためには系統連系技術要件ガイドラインやガイドラインの内容を具体化した系統連系規程をもとに、各一般送配電事業者が定める系統連系技術要件を満たす必要があり、要件を充足しているかは、一般送配電事業者との協議で確認されます。ただし、接続する機器が系統連系規程に適合していることが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証であらかじめ確認されている場合には、一般送配電事業者との間で行われる確認作業が簡素化されます（JET認証）。	－	対応	JETは従来の試験方法では想定していなかった製品に対して、安全性を確認の上、第三者委員会の審議を経て、認証試験の運用方法を改定し、JET認証の対象拡大を実施済みです。（2019年7月） また、JETでは家庭用蓄電池の認証において、系統連系の前提となる安全性に関する適切なIEC規格を選定し、今年度中に、認証の際に当該規格を準用する予定です。 加えて、認証に関する要望を受け付けるため、問い合わせ窓口の開設も行っています。 なお、蓄電池の内外価格差については、国内市場における流通コストが高いことなどが要因であると思料します。
⑤	太陽光と風力による電力のエネルギー消費として非カウント	太陽光と風力による電力については、エネルギー消費としてカウントしないこととする。 需要側における再エネ利用が促進される。例えば、ヒートポンプ空調の冷温水タンクを大きめにして、太陽光電力余剰時に冷温水をつくり、蓄熱することでコストダウンができる可能性がある。	省エネ法は、電力を含む全てのエネルギー使用を原油換算したエネルギー消費量の削減を図っているが、太陽光・風力のはいくら使っても環境負荷はゼロであるため、省エネ法のこの考え方にはなじまない。例えば、太陽光/風力の電力余剰時には、省エネするよりもエネルギー消費して生産活動をした方が経済効率的である。	経済産業省	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）では、化石エネルギーの使用の合理化等を促すという法目的に照らして、事業者が使用したエネルギーを原油（一次エネルギー）換算して、その使用効率の向上を促すこととしています。 なお、電気を原油換算する際の係数は、原則として省令で定める係数を使用することとしておりますが、①自営線を介して供給される電気、②自己託送契約により供給される電気については、事業者が発電量及び発電に用いた燃料の使用量から算出される係数を用いることが可能です。すなわち、太陽光発電等の非化石エネルギー起源の電気について、上記①又は②に該当する場合には、係数をゼロとして算出することが可能です。	・エネルギーの使用の合理化等に関する法律 ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令 ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則	検討を予定	太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な活用を促す観点から現行の制度を見直すべきという重要な指摘と認識しています。 他方、再エネ起源の系統電気の評価については、多くの利害関係者がおり、異なる見解もあることから、こうした様々な意見を踏まえて、慎重に検討する必要があります。 また、太陽光発電等の変動型の再生可能エネルギーの導入が拡大し、一部地域において時期・時間帯によっては発電した再エネ電気の出力制御が実施されている状況等を踏まえ、特に電力余剰時に再エネの活用を促す仕組みについて、検討が必要です。 いずれも、エネルギー基本計画の見直しや、2050年カーボンニュートラル実現等に向けた議論を踏まえ、今後検討を進めていきます。
⑤		再エネ普及に関して、政府の方針に大いに賛同するが設備を拡張するにあたり電気主任技術者不足問題の解決は必須であることは明白である。但し、諸外国と比較しても本制度を取っているのはほぼわが国だけであり、本制度そのものが不要であると提案したい。折角の再エネ普及政策も、本既得権益維持のままでは諸外国からの投資も進まず、本末転倒に帰するものと確信する。（個人）	太陽光など再エネの発電所の特別高圧容量（特に5MW以上）の発電所においては専任（2種以上）が必要とされているのはいいが、資格者が高齢者が多く、不足が電気業界の問題となっているのは周知の事実である。本制度について、以下の理由で　本資格制度の不要、廃止または、緩和を強く提言したい。 １．労働実態のない名前貸しの横行 不足、高齢のため実際は労働できない　よって、名前貸しのみ、代務者等に実際はすべてを任せ本人は労働していない例が頻発している。　実態として元電力出身者の年金制度に近いと確信する。また、主任技術者がいなくとも、学士号取得者また、電気工事士の知識で十分に運転の保安的問題も確保されているのが実態であり、本資格者が技術的、保安的に必要なのかはなはだ疑問である。 ２．諸外国の例（一般財団法人　電気技術者試験センター　平成24年度の調査資料より） （１）米国：原子力発電所を除き、日本でいうところの主任技術者を置く、制度はない。一般的に学士号取得者また、電気に関連したサービスを提供するには、電気工事士のような資格制度を設けているのみ。 （２）英国：類似の主任技術者制度はない。代わりに工事、保安会社に対する認定制度を強化しているのみ。 （３）フランス、インドネシア：類似の制度はない。 このように諸外国では、”ない制度”であり外国人投資家からはこの働かずとも費用を要する技術者の説明をするとき、電力出身者の年金制度と説明すると理解をえるのが皮肉な現状である。 本制度は単なる既得権益であり、これを変えないことには、脱炭素社会実現に向けた国民の利益が損なわれるのは明白である。	経済産業省	一定規模以上の発電所については、電気工作物の工事、維持及び運用の保安の監督のため、主任技術者の選任を求めています。電気事業法上の責任は設置者にありますが、設置者が必ずしも電気の専門知識を有しているとは限らないことから、電気の専門知識を有する者の選任を求めているものです。	電気事業法第43条	検討に着手	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を担う主任技術者制度は、電気事業法に基づく自主保安体制の要です。御提案の内容については、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて議論を開始し、電気主任技術者の選任要件について令和２年度中に所要の改正を目指します。
⑤	電気主任技術者不足による高圧受電設備の保守保安業務の見直しについて	小型商業店舗における小型キュービクル設置が増加による実働電気主任技術者不足と高齢化が常態化している。法定保守保安業務の形骸化につながりかねない事態であり、早期に主任技術者育成が必要であると考える。そのため、外部委託承認制度の緩和や新卒採用等への支援をご検討いただきたい。	①コンビニエンスストアは拠点の多さから、外部委託承認制度を利用し高圧受電設備の保守保安を行っている。本制度を利用するにあたり、主任技術者の有資格者数に対し実務従事者が少なく高齢化しており、保守管理人材の確保が急務となっている。 ②高圧受電設備の保守保安業務において、人手不足による保守保安費用が高騰している。	経済産業省	自家用電気工作物の設置者には、電気設備の保安監督のため電気主任技術者の選任を義務づけています。 「外部委託承認制度」は、一定規模未満の自家用電気工作物の設置者が、電気保安法人又は電気管理技術者と保安管理業務に係る委託契約を結び、かつ、保安上支障がないと経済産業大臣の承認を得た場合、主任技術者の選任を免除される制度です。自家用電気工作物のうち、約９割で外部委託承認制度が利用されています（外部委託承認制度が適応可能な自家用電気工作物は受電電圧7,000V未満の需要設備又は出力2,000kWの発電所）。経済産業大臣による承認を得るためには、保安管理業務の受託者に対し、電気主任技術者の免状取得に加え、必要な能力を確認するため、一定の実務経験年数を求めています。 近年、需要設備や再エネ発電設備の増加等に伴い、外部委託承認制度を利用する設置者が増加する一方で、電気保安の要となる電気主任技術者（第３種）の試験合格者は毎年4,000人程度を推移しているものの、資格取得時に電気保安業界に就職する者は2%程度、免状取得者の約4割が60歳以上という状況です。	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第52条 平成１５年経済産業省告示第２４９号	検討に着手	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を担う主任技術者制度は、電気事業法に基づく自主保安体制の要です。電気主任技術者の高齢化等を踏まえ、外部委託承認制度における実務経験年数の短縮化など、電気保安業界への入職者の増加に向けた対応策について産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて議論を進めており、令和２年度中に所要の改正を目指します。
⑤		一定の要件を満たす場合、同法第43条に基づく主任技術者は選任場所における常時勤務を義務としない。 一定の要件とは、同法施行規則第52条の2を援用し、自家用電気工作物が7000V以下で受電する需要設備(電気事業法施行規則第52条第2項)であって、選任場所に２時間以内に到達(主任技術者制度の解釈及び運用4.(7))することができるなど、同法施行規則第53条第2項による委託における義務と同等とする。	○当社には電気主任技術者の資格を有している職員が存在するにも係わらず、自家用電気工作物がある事業所に常駐することが出来ないため、保安管理業務を電気保安法人に委託している。常時勤務するところに事業用電気工作物がある事業場の場合は兼任が認められているが、常時勤務するところが事務所の場合は認められていないため、制度の一貫性がないのではと考えられる。自家用工作物は、平日の日中(稼働時)は有人により維持管理をしており、緊急時における連絡体制等も完備し、更に遠隔による確認も可能な設備を整備しているため、電気主任技術者が常駐しないことによる問題は特段ないものと思料される。また、常時の保安管理業務は、電気保安法人と同等に行うことを義務化することで担保できるものと考える。現在の受託事業者である電気保安協会は、兼業等が認められ、常時勤務が免除されている。これまで常駐しないことによる支障は発生していない。本件規制緩和提案が認められることによって、経費の削減による効率的な事業管理ができると共に、人材の有効活用により、人手不足等の課題解決においても貢献できる。また、自らが管理することにより、電気保安に対する意識も更に高まると共に、自家用電気工作物を自ら定期検査等を含め自己管理することで異常な状態を早期に確認することに繋がり、故障等の事態を未然に防ぐことが期待できる。	経済産業省	「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（平成31年3月11日付け20190304保局第1号）において、電気主任技術者は選任する事業場に常時勤務する者であることを要件としています。	「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（平成31年3月11日付け20190304保局第1号）	検討を予定	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を担う主任技術者制度は、電気事業法に基づく自主保安体制の要です。御提案の内容については、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて議論を開始し、電気主任技術者の選任要件について令和２年度中に所要の改正を目指します。
⑤		太陽光発電所は、無人で自動で安全に発電することが可能であり、可動部がないため、遠隔制御も容易であるため、電気主任技術者の専任は不要とすることが可能。そこで、遠隔制御管理を条件に電気主任技術者の兼任を可能とする。	2,000kW以上の太陽光発電所では、2種電気主任技術者の専任が必要だが、その人材が少なく、高齢化も進んでいるため、このままでは、事業できない発電所が発生してしまう。	経済産業省	太陽光発電所については、出力5,000kWまで第３種電気主任技術者により監督することができます	電気事業法施行規則第５２条、第５６条	検討に着手	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を担う主任技術者制度は、電気事業法に基づく自主保安体制の要です。太陽光発電所における電気主任技術者の兼任要件については、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて議論を開始し、令和２年度中に所要の改正を目指します。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
⑤	電気主任技術者不足による高圧受電設備の保守保安業務の見直しについて	系統停電後の発電所復帰を自動、もしくは遠隔で行えるようにする。	系統停電後に発電所を復帰する際、電気主任技術者が現地に行って、復帰させる必要がある。	経済産業省	-	-	事実誤認	系統側の停電による発電所の復旧について、遠隔操作による系統復帰を認めない規制はありません。実態をよく調査し、適切な対応を講じてまいります。
⑤		保安上支障がないものとして外部委託が認められている自家用電気工作物については、遠隔での月次点検や問診、保安教育を認める旨を明示するとともに、そのための明確な要件を告示等で定めるべきである。	自家用電気工作物の点検や問診・保安教育の実施方法については、現行法で明示されていないため、遠隔での点検の可否が不明確であり、従来どおり電気主任技術者の現場訪問による点検しか実施できない。経済産業省告示では、信頼性の高い需要設備については隔月１回以上の点検が求められているが、常時遠隔監視システムで当該工作物の電力使用状況・漏電・電圧低下をはじめとする点検項目を把握する技術はすでに実用化されているとともに、問診・保安教育についてもオンライン会議システムを活用した遠隔化が可能である。 電気主任技術者の高齢化・人手不足、さらには現下のコロナ感染のリスクも踏まえれば、遠隔監視可能な点検のために現場を訪問する必要性は低い。 （要望の実現により）保安業務におけるコロナの感染リスクを低下させるとともに、新技術を用いた保安事業の効率化、生産性向上を実現することができる。	経済産業省	自家用電気工作物の設置者には、電気設備の保安監督のため電気主任技術者の選任を義務づけています。 「外部委託承認制度」は、一定規模未満の自家用電気工作物の設置者が、電気保安法人又は電気管理技術者と保安管理業務に係る委託契約を結び、かつ、保安上支障がないと経済産業大臣の承認を得た場合、主任技術者の選任を免除される制度です。自家用電気工作物のうち、約９割で外部委託承認制度が利用されています（外部委託承認制度が適応可能な自家用電気工作物は受電電圧7,000V未満の需要設備又は出力2,000kWの発電所）。 電気保安管理業務の実施については、現場での目視点検や測定等を基本とした制度となっております。	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第52条 平成１５年経済産業省告示第２４９号 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）	検討に着手	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を担う主任技術者制度は、電気事業法に基づく自主保安体制の要です。自家用電気工作物における遠隔監視技術等の活用による定期点検のあり方については、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて議論を進めており、遠隔監視システムによる現場点検の代替について令和２年度中に所要の改正を目指します。
⑤		小型商業店舗における小型キュービクルの設置が増加による実働電気主任技術者不足と高齢化が常態化している。新型コロナウイルス禍において保守点検の日程延期等も発生しており、今後、with新型コロナウイルス禍の中で新たな点検方法をご検討いただきたい。	①コンビニエンスストアでは拠点の多さから、外部委託承認制度を利用し高圧受電設備の保守保安を行っている。本制度を利用するにあたり、主任技術者の有資格者数に対し実務従事者が少なく高齢化している。 ②新型コロナウイルス禍において点検日の延期等が発生し、今後も点検予定等の見直しが発生する中で、遠隔点検等を行うことで、実施効率を上げることができないかと考えている。	経済産業省	自家用電気工作物の設置者には、電気設備の保安監督のため電気主任技術者の選任を義務づけています。 「外部委託承認制度」は、一定規模未満の自家用電気工作物の設置者が、電気保安法人又は電気管理技術者と保安管理業務に係る委託契約を結び、かつ、保安上支障がないと経済産業大臣の承認を得た場合、主任技術者の選任を免除される制度です。自家用電気工作物のうち、約９割で外部委託承認制度が利用されています（外部委託承認制度が適応可能な自家用電気工作物は受電電圧7,000V未満の需要設備又は出力2,000kWの発電所）。 電気保安管理業務の実施については、現場での目視点検や測定等を基本とした制度となっております。	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第52条 平成１５年経済産業省告示第２４９号 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）	検討に着手	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を担う主任技術者制度は、電気事業法に基づく自主保安体制の要です。自家用電気工作物における遠隔監視技術等の活用による定期点検のあり方については、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて議論を進めており、遠隔監視システムによる現場点検の代替について令和２年度中に所要の改正を目指します。
⑤	環境配慮契約法基本方針（電力）の改訂	現状では主にCO_2排出係数による裾切り＋最低価格落札方式であり、結果再エネ調達を促すしくみとはなっていない。環境配慮契約法基本方針（電力）を、再エネ割合の高い電力調達を進める方向に改訂すべき。裾切方式から総合評価方式へと早期に変更し、また再エネの割合を重視した調達を促すよう改訂すべき。		環境省	・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）に基づく基本方針では、温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約（環境配慮契約）の推進について定めています。 ・電気の供給を受ける契約については、温室効果ガス等排出削減の観点から、CO_2排出係数や再生可能エネルギー導入状況等について事前に評価し、一定の点数を満たせない小売電気事業者には入札参加資格を与えないという「裾切り方式」を採用しています。なお、評価項目は毎年、市場状況に合わせて強化見直しを進めているところ、事業者の電源構成における再生可能エネルギー率などもその一つとして取り入れているところです。	・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法） ・国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の 排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（環境配慮契約法に基づく基本方針）	検討に着手	・現行の裾切り方式には、段階的に基準を引き上げていくことにより、CO_2排出係数の高い事業者との契約を確実に除外できるという、総合評価落札方式にはない利点もあると考えています。 ・総合評価落札方式の導入については、環境配慮契約法基本方針検討会に設置された電力専門委員会等において検討を進めているところですが、市場ではまだまだ廉価な状態にある石炭火力発電が意図に反して優位な状況にならないよう、評価項目の設定や切替の時期については慎重に見極める必要があると認識しております。 ・環境省では、より適切な環境配慮契約の実現に向け、他の法律等とも連携しながら、再生可能エネルギーの調達をより一層促せるような基準の作成に今後も取り組んでまいります。
⑤	航空レーザー測量のデータの民間活用	国土交通省の保有する航空レーザー測量のデータを民間も活用できるように公開する。	国土交通省が各地で航空レーザー測量を行っており、そのデータを保有しているが、民間には提供していない。太陽光/風力発電所の計画において、このデータが使えることで、高精度で机上検討が行えるようになり、大幅なコスト削減と期間短縮につながる。	国土交通省	国土地理院が保有する航空レーザ測量データは、測量法及び地理空間情報活用推進基本法に基づき基盤地図情報に位置づけられる地形の標高データ（数値標高モデル5mメッシュ）として一般に提供しており、国土地理院HPから誰でもダウンロード可能です。 参考URL（基盤地図情報数値標高モデルについて） https://fgd.gsi.go.jp/download/ref_dem.html	測量法、 地理空間情報活用推進基本法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載の通りです。
FIT	FIT制度の継続	①予見可能性があることが再エネ投資の加速につながるため、FIT制度は買取価格が低下したとしても続けるべき。FITを廃止して市場化することで投資の予見可能性が下がり、再エネ投資が鈍化する危険性がある（再エネ事業者）。 ②地域活用要件を外すべきでないか（全国ご当地エネルギー協会）。		経済産業省	①FIT制度の下では、再エネ事業者が、市場価格を踏まえ、電力需給に応じた売電行動をとるということが期待されません。今後、再エネを主力電源化していくためには、他の電源と同様に、電力需給に応じた売電を通じた、電力市場への統合が不可欠であることから、再エネ特措法を改正し、2022年度よりFIP制度※を導入することを決定しました。 ※FIP制度：再エネ発電事業者に、市場価格の動向に応じた売電行動を促しつつ、プレミアムの付与により投資予見可能性を高め、再エネの市場統合を進めるための制度 ②2020年度から、低圧太陽光（10～50kW）に対し、FIT認定の要件として、自家消費型要件が適用されています。また、2022年度から、小規模水力・小規模地熱・バイオマスについて、一定規模未満は地域一体型要件が適用される予定です。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	①事実誤認／検討を予定 ②検討を予定	①　FIP制度は、再エネ発電事業者に、市場価格の動向に応じた、売電行動を促しつつ、プレミアムの付与により投資予見可能性を高め、再エネの市場統合を進めるための制度であり、再エネの自立化へのステップとして、主力電源化を進めるための鍵となると考えています。なお、FIP制度の開始によりFIT制度が廃止されるのではなく、FIP制度の適用対象については、電源ごとの状況や市場環境等を踏まえて、決定していくことになります。 今後、よりよい制度とするために、ご意見も踏まえて検討を進めてまいります。 ②　地域活用要件は、地域活用電源として、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消に資することが期待されるものについて、当面現行のFIT制度の基本的な枠組みを維持しつつ、支援を続けていくにあたり、自家消費や地域と一体となった事業を優先的に評価するものであって、検討すべき規制事項がないものと考えます。2020年度から既に適用されている地域活用要件及び今後より具体的に決定される地域活用要件については、実態も踏まえながら引き続き検討を進めていきます。
FIT	固定価格買取制度認定発電設備の設置場所変更後の固定価格買取認定継続について	平成29年8月31日にＦＩＴ法の施行規則と告示が改正され、それまで認められていたFIT認定太陽光発電設備の設置場所変更後の固定価格買取りが認められなくなった。当初の規定通りFIT対象設備設置から20年間は設置場所変更を認めるべきであると考える。	①2030年の再エネの電源構成比率の目標達成、及び廃棄物削減のため、設置場所変更を認めるべきと考える。設置場所変更後に固定価格買取されない太陽光発電設備は、移設費用や移設後再度転用等のリスクを勘案すると廃棄を検討せざるを得ない状況にある。 ②20年間のFIT期間中の設置場所変更は可能である旨を確認した上で申請・認可、投資・設置を行っており、改正前に設置した設備については既得権として設置場所変更を認めるべきであると考える。 ③コンビニエンスストアにおいては、現状立地よりも収益性の高い可能性のある立地があった場合、店舗を閉店し新たな立地に店舗を建設（引越）し営業するケースがある。現制度でも、10ｋW未満の太陽光発電設備の引越に伴う設置場所変更後固定価格買取は認められているため、10ｋW以上についても同等の扱いにすべきであると考える。	経済産業省	再エネ特措法施行規則第５条第１項第２号の２にある｢当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が、調達期間が終了するまでの間、同一の場所に設置される計画であること。｣に基づき、原則として設備の移設は認められていません。 ただし、以下の急遽生じたやむを得ない理由があると認められた場合のみ設備の移設が可能です。 １．運転開始後において、引越しに伴い住宅用太陽光発電設備を移転する場合 ２．公共事業による土地の収用、災害等の事業計画策定時に想定できなかった事由であって、設置者自身に帰責性のない事由（土地や建物の所有者による地上権設定契約や賃貸借契約の解除は含まない）により、認定を取得した場所で事業を実施することが不可能な場合	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項第1号 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第1項第2の2号	事実誤認／検討を予定	再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、ＦＩＴによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 なお、ＦＩＴによる支援の対象とするための事業計画の認定審査にあたっては、再エネ特措法施行規則第5条第1項第2号の2にある｢当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が、調達期間が終了するまでの間、同一の場所に設置される計画であること。｣の確認を行っております。事業者側の都合による移設については、支援の対象とするための認定基準を満たさず、支援対象として不適切と考えられます。ただし、公共事業による土地の収用等の設置者自身に帰責性のない事由により、認定を取得した場所で事業を実施することが不可能な場合は移設を認めています。 今後、再エネの主力電源化を進めつつ、国民負担を抑制し適切な水準とするため、必要性と妥当性が認められた場合には検討してまいります。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
FIT	一定まで開発が進んだ案件に対する改正FIT法施行に伴う認定失効に対する猶予措置	・農地転用、林地開発等の許可取得が一定程度まで進んでおり、近隣地域との調整中の案件に関しては、2022年4月時点で電気事業法に基づく工事計画が提出されていなくても、認定失効に一定の猶予期限を設ける	・2022/4に施行が予定されている改正FIT法では、運転開始期限を超過した再エネ発電設備に関しては、2022/4までに工事計画が提出されていなければ、当該発電設備に関わる事業計画の認定は、未稼働案件が抑えている系統接続枠を解放するために失効するものとされている。 ・他方、一定まで開発プロセス進んだ案件で無理をして2022/4までに工事計画を間に合わせようとするとかえって地域社会との共生が損なわれトラブルが生じる可能性もある。 ・そのため農地転用、林地開発等の許可取得が一定程度まで進んいる案件については、工事計画の提出に至ってなくても失効までに猶予を与える措置が必要である。	経済産業省	認定失効制度については、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」のうち「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正」により、令和4年4月1日から施行することとして規定されました。 本年7月及び8月に開催した国の審議会において、当該制度の詳細設計に係る議論を行い、制度の内容について合意を得たところ、パブリックコメントを実施し、同年11月6日に結果を公示いたしました。 失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要です。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかということで運転開始に至る蓋然性で判断することが適切です。このため、具体的な措置として、 －運転開始期限日の１年後までに、系統連系工事着工申込みが受領されず、運転開始まで至らない場合は、その時点で失効 －運転開始期限日の１年後までに、系統連系工事着工申込みが受領されれば、一定期間の猶予を付与し、猶予期間経過後に失効 －運転開始期限日の１年後までに、系統連系工事着工申込みが受領されることに加え、電気事業法に基づく工事計画届出の受領や環境影響評価法に基づく準備書に対する勧告等の通知といった公的手続によって進捗が確認された場合、大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、失効リスクを実質的に取り除くこととしております。	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（未施行）	対応	導入が検討されている失効制度は、「2022年4月時点で電気事業法に基づく工事計画が提出されていなければ、認定が一律に失効する制度」ではありません。認定年度や電源によって、認定失効の期限は異なるため、提案内容は事実誤認と考えます。 なお、「制度の現状」欄に記載のとおり、ある案件の期限（運転開始期限日の１年後）までに工事計画届出の提出が間に合わなくても、系統連系着工申込みが受領されていれば、一定の期間を猶予することとしていますので、ご提案の「一定程度まで進んでいる案件については、工事計画の提出に至ってなくても失効までに猶予を与える措置」は既に検討中の制度において措置済みと考えます。
FIT	FIT制度改正による不利益変更の改善	コンビニエンスストアにおいては、現状立地よりも収益性の高い可能性のある立地があった場合、店舗を閉店し新たな立地に店舗を引越し営業するケースがある。現制度でも、10ｋW未満の太陽光発電設備の引越に伴う設置場所変更後固定価格買取は認められているため、10ｋW以上についても同等の扱いにすべきではないか。		経済産業省	再エネ特措法施行規則第５条第１項第２号の２にある｢当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が、調達期間が終了するまでの間、同一の場所に設置される計画であること。｣に基づき、原則として設備の移設は認められていません。 ただし、以下の急遽生じたやむを得ない理由があると認められた場合のみ設備の移設が可能です。 １．運転開始後において、引越しに伴い住宅用太陽光発電設備を移転する場合 ２．公共事業による土地の収用、災害等の事業計画策定時に想定できなかった事由であって、設置者自身に帰責性のない事由（土地や建物の所有者による地上権設定契約や賃貸借契約の解除は含まない）により、認定を取得した場所で事業を実施することが不可能な場合	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項第1号 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第1項第2の2号	事実誤認／検討を予定	再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、ＦＩＴによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。なお、ＦＩＴによる支援の対象とするための事業計画の認定審査にあたっては、再エネ特措法施行規則第5条第1項第2号の2にある｢当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が、調達期間が終了するまでの間、同一の場所に設置される計画であること。｣の確認を行っております。事業者側の都合による移設については、支援の対象とするための認定基準を満たさず、支援対象として不適切と考えられます。ただし、公共事業による土地の収用等の設置者自身に帰責性のない事由により、認定を取得した場所で事業を実施することが不可能な場合は移設を認めています。 今後、再エネの主力電源化を進めつつ、国民負担を抑制し適切な水準とするため、必要性と妥当性が認められた場合には検討してまいります。
FIT	FITの入札制度における下限額の設定	・FITの入札において、長期価格目標と整合性を取る形で、下限を設定する	・現在FIT制度において調達価格の決定にあたっては、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電の一部に入札制度が導入されており、当該入札過程においては下限価格は設定されていない。 ・この場合事業者は全く収入水準の確約がない困難な状態で事業計画を進めなければならなくなってしまうため、例えば太陽光発電については応札が進まず導入目標水準を大きく下回る状況が進んでいる。 ・この状況を改善するため、今後入札にあたっては長期価格目標と整合性を取る形で下限価格を設定して最低限の収支を見通せるようにし、事業者がより応札しやすい環境を作るべきである。	経済産業省	FIT制度の入札は、電源種を問わず、応札額を調達価格として採用するpay as bit方式で実施されていますが、その際下限価格は設定されておりません。	入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針	検討を予定	発電事業者の投資予見性を確保し、再生可能エネルギーを最大限導入に向けた取組を行う一方で、国民負担抑制の両立を図る必要があると考えています。下限価格を設定した場合、事業者間の競争によるコスト低減を促し、費用効率的な水準での事業実施が阻害され得る点にも留意しつつ、今後、応札容量や応札価格の動向を踏まえ、状況に応じて検討を進めていきます。
FIT	災害による太陽電池パネル交換における、改正ＦＩＴ法の出力変更規定の緩和措置について	災害による太陽電池パネル交換における、改正ＦＩＴ法の出力変更規定の緩和措置について	近年の、自然災害の影響によって、太陽光発電システムの、太陽電池パネルの交換が多発している。現状の、FIT法におけるパネル交換では、「太陽電池の合計出力３％以上又は3kW以上」となると、調達価格の変更となる。 太陽電池パネルの性能向上については、FIT導入の2012年当時に比べ、高効率化が進み、20～30%以上の出力向上が図られている。一方で、被災等による太陽電池パネルの大量交換作業を行うには、太陽電池合計出力が、上記の３％又は3kWに明らかに超えてしまうことになる。 このような、背景から、災害被災地域指定を受けた、太陽光発電システムの、太陽電池パネルの交換作業については、調達価格の変更対象としない措置を要請します。 FIT制度での20年間には、更なる太陽電池パネルの性能向上が期待でき、現状の「３％以上又は3kW以上」の規制が技術開発を阻害することにならないことを要望いたします。	経済産業省	事後的過積載については、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の両立を図るという観点から、「太陽電池の合計出力を3%以上または3kW以上増加させる場合には、調達価格を変更認定時の価格に変更する」という一定の制約を設けています。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	事実誤認／検討を予定	再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、ＦＩＴによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。なお、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るという、再エネ特措法の制度趣旨に鑑み、規定を満たすものに限って支援を行うものです。仮に、高効率のパネルを使わなければならない場合は、国民負担を適切な水準に抑制し、事業者の利益が課題にならないように、価格を変更するかパネルを減らして対応していただくこととなります。 今後、再エネの主力電源化を進めつつ、国民負担を抑制し適切な水準とするため、必要性と妥当性が認められた場合には検討してまいります。
FIT	改正ＦＩＴ法において、太陽電池パネル交換に係る出力変更に係る規制緩和について	自然災害(台風、地震、落雷等)被害により、太陽電池パネルの交換を余儀なくされるケースが発生しているが、太陽電池の交換に際しては、改正ＦＩＴ法での「太陽電池の合計出力を３％以上、または３ｋW以上増加させる場合は、調達価格が変更認定時の価格に変更（以下、３ｋW規制）」の規定を順守する必要（調達価格が現在の「低い」　価格に変更されると発電事業が成り立たない）がある。一方、太陽電池パネルは年々性能向上（高出力化）しているので、被害内容によっては３ｋW規制に抵触しないようパネル枚数の削減の必要性がでてくる。元々、１つの発電システムの中で異なる出力のパネルを配置すること自体、電圧・電流等と言った「電気的仕様」の調整に苦慮するのに加え、枚数変更要因まで考慮することは、検討できるシステム設計の選択肢が非常に限定される。実際、適切な選択肢が見出せるかも不明である。「国民負担抑制」の趣旨は十分理解できるものの、太陽光発電システムの長期信頼性を確保し、安定電源化を目指す上でも「３ｋW規制」の撤廃、あるいは条件緩和（災害対応時は適用除外、等）を強く望むものである。	１）太陽電池を交換するにあたって、下記問題に直面している。 ①太陽電池技術の性能（電流、電圧、出力）の向上により、設置されている太陽電池は既に生産終了し、現在は、当時より１０％以上出力向上したものが、標準生産品となっている。 ②そのため、現行の標準生産品にて代替することになるが、破損枚数によっては「３ｋW以上の出力増加」も当然に起こり得る。１回の交換枚数が「数枚」であっても２０年間での累計を考えれば超過の事態は十分想定できるし、規模の大きい特別高圧案件等にあってはその確率が非常に高まる。 ③一方で、出力の異なる太陽電池の使用にはいくつかの問題点がある。 ・パネル設置の決定にあたっては、電気的仕様を十分加味することが必要である。つまり、直列に接続するモジュールは電流を、並列に接続するストリングは、電圧を一定の範囲内に揃えなければならない。さもないと当該発電システムの運転が不安定となり、期待する発電量が得られなくなる。 ・更に、そのシステム設計の決定にあたっては、太陽電池の仕様に加え、パワーコンディショナー（以下、ＰＣＳ）の仕様・特性も含めて検討する必要があり、果たして適切な解が見出せるかも不明である。 ・前述のような複雑なシステム設計が必要とされていることに加え、「枚数変更」による電圧値や電流値の変化は更にその設計を困難にさせるものであり、実際上は、上記に係る設計コストに加え、製品納期、工事期間等も加味して、最適解を見出す必要がある。 ・一方で、ＰＣＳ単位で全量を同一のパネルに交換すれば、システム設計も容易であり枚数変更も可能ではある。しかしそれは、不必要な（損傷していない）パネル交換を強いるものであり、その費用負担も考えれば現実味の無い方法である。 また、太陽電池のメーカー変更を余儀なくされることにもなれば、システムの保証が受けられないという事態にもなる。 ・ちなみに、太陽電池パネルの認証制度では、出力１０％以内は「類似品」という扱いがなされていることに併せれば、「３ｋW規制」は業界として整合性の取れていない、ある意味矛盾した規制である。	経済産業省	事後的過積載については、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の両立を図るという観点から、「太陽電池の合計出力を3%以上または3kW以上増加させる場合には、調達価格を変更認定時の価格に変更する」という一定の制約を設けています。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	事実誤認／検討を予定	再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、ＦＩＴによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 なお、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るという、再エネ特措法の制度趣旨に鑑み、規定を満たすものに限って支援を行うものです。仮に、高効率のパネルを使わなければならない場合は、国民負担を適切な水準に抑制し、事業者の利益が課題にならないように、価格を変更するかパネルを減らして対応していただくこととなります。 今後、よりよい制度の在り方を検討するため、再エネの主力電源化を進めつつ、国民負担を抑制し、適切な水準とするための方策を検討していく予定です。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
FIT	太陽光発電設備の20%以上の出力減少に伴う調達価格下落ペナルティの撤廃	・2016/7/31以前に接続契約を締結したFIT太陽光発電設備の事業計画において、接続地点が変わらない限りは、出力を20%以上減少させた場合でも、調達価格は下落せず、維持されるようにする	・現在FITを利用した太陽光発電においては、2016年7月31日以前に接続契約を締結した案件については、運転開始前に当初計画から出力を20%以上減少させた場合調達価格が減少するペナルティが課されている。 ・その結果、一部では調達価格を維持するために、経済効率を無視して本来の適正な水準を超えて当初計画の80%以上のパネルを敷き詰める、案件が出てきている。このような事業は、国民負担の増加につながる上に、事業者にとっても有益とは言えず、双方にとって不幸な状況を招いており、規制の目的が不明である。 ・したがって、接続地点が変わらない限りは、太陽光発電事業の出力減少は全面的にペナルティなしで認めるべきである。	経済産業省	現在は、以下３つの条件を全て満たす案件が、発電設備の出力を２０％以上減少すると価格が変更されます。 ①２０１６年４月１日から２０１７年３月３１日の間に認定を受けている ②２０１６年７月３１日以前に接続契約を締結している ③運転開始前である	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	対応	再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、ＦＩＴによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 そのため、国民負担を抑制し、円滑な事業の実施を促す観点から、運転開始期限がなく事業規律が働かない未稼働対象案件については、運転開始期限を設定し、適正な調達価格を適用する措置を講じ、これまで毎年度対象を拡大してきました。今後、2016年7月31日以前に接続契約を締結し、2016年度に認定を受けた案件にも、対象を拡大し、当該措置を適用する予定です。これにより、今後、発電設備の出力を20%以上減少する場合、全ての案件について調達価格の変更は行われなくなる予定です。
FIT	FIT太陽光発電設備に蓄電池を利用したピークシフト売電をする場合の調達価格の扱いについて	・固定価格買取制度（FIT)制度を利用した太陽光発電設備においては、系統制約上やむを得ない事情が理由がある場合に、事後的に蓄電池を追加してピークシフト売電をする場合でも調達価格が維持されるようにする。	・現状FIT制度を利用した太陽光発電設備においては、事後的に設備に蓄電池を追加すると、調達価格が低下するペナルティがある。 ・他方、一部地域では潮流調整を目的とした出力制御等の系統事情により、太陽光発電設備の発電時間帯に売電がほとんどできず、長期の赤字操業を余儀なくされている発電所がある。 ・こうした設備に関しては、調達価格の変更なしに事後的に蓄電池を追加することを認めることで、太陽光発電設備のピークシフト売電を可能にして、発電収支及び系統の安定に寄与できるようにすべきである。	経済産業省	FIT制度は事後的な蓄電池の設置は、国民負担の抑制の観点から認めていません。これは、初期の高い調達価格で認定を受けた案件が、事後的に蓄電池を設置し、買取量を増加させることにより、買取額が増加し、ひいては賦課金による国民負担を増大させることにつながるためです。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件	事実誤認／検討を予定	再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、ＦＩＴによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。なお、2022年度より制度を開始するFIP制度においては、太陽光発電や風力発電についても、蓄電池等を活用することで、市場価格が低いときに蓄電し、高いときに売電することで、より収益を拡大し、市場統合が進むと考えられることから、適用される基準価格がしっかりとコスト低減された太陽光発電に限り、事後的な蓄電池の設置も認める方向で検討を進めています。 また、事後的な蓄電池による蓄電分についても、①蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも系統側に設置する場合、②逆変換装置よりも太陽電池側に設置するが、計量器の設置によりFIT発電設備からの発電量から切り分けて的確に計測できる構造である場合、については価格変更を伴わず、蓄電分を非FITで供給することは可能です。
FIT	FIT太陽光発電設備における飛び地の利用について	・FIT太陽光発電設備について、飛び地を利用する事業計画をどこまで認めるか、要件を明確化する。	・FIT制度を利用した太陽光発電設備において、飛び地の追加に関しては「隣接する一連の地番、当初の地番と同一の場所とみなせる距離にある飛び地」に関しては追加可能とされている。 ・他方この「隣接する一連の地番、当初の地番と同一の場所とみなせる距離」の定量的、定性的用件については明確にされず、事業の遂行にあたっての判断が難しくなっている。 ・太陽光発電設備を建設するにあたって、飛び地の利用を制限することに合理的な政策意義があるとは思われない。むしろ、安全性や事業性の観点から柔軟な地番の追加を可能とあすべきである。	経済産業省	再エネ特措法施行規則第５条第１項第２号の２にある｢当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が、調達期間が終了するまでの間、同一の場所に設置される計画であること。｣に基づき、原則として、調達期間が終了するまでの間、同一であることが求められています。 ただし、以下の場合は地番の追加が認められております。 （1）隣接する一連の地番の追加又は削除。 （2）当初地番と同一の場所と見なせる距離にある飛び地の追加又は削除（太陽電池の大半が当初認定された地番に設置されている場合に限る。）。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項第1号 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第1項第2の2号	事実誤認／検討を予定／現行制度下で対応可能	再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、ＦＩＴによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 ご指摘の「隣接する一連の地番、当初の地番と同一の場所とみなせる距離」については、案件ごとに周辺土地の状況等が異なっていることから、一律の基準を示すことは困難ですが、今後、よりよい制度の在り方を検討するに際し、これについても検討する予定です。なお、「安全性や事業性の観点から柔軟な地番の追加を可能とすべきである」というご指摘については、現状でも隣接する地番の追加については特段の制限はありません。
FIT	FIT太陽光発電設備における系連系工事着工申込届提出後の土地の追加について	・固定価格買取制度（FIT)制度を利用した太陽光発電設備において、系統連系工事着工申込届提出後も、全体の規模に比してわずかな土地の追加については、農地転用や林地開発等の追加的許認可が不要な場合、調達価格の引き下げを伴わずに認めるようにする。	・FIT制度を利用した太陽光発電設備においては、系統連系工事着工申込届提出後は一切の土地の追加が認められていない ・他方実務上は工事を進めていく中で、近隣住民から要望される等の事情で工事計画に軽微な変更をしたほうが地域社会との共生の観点から好ましい例が多数ある。 ・従って、農地転用や林地開発等の追加的許認可を伴わない土地の追加については全体に比して合理的な範囲であればであれば認めるべきである。	経済産業省	FIT制度開始以降、事業用太陽光発電は急速に認定・導入量が拡大したことで太陽光パネルなどのコスト低減が急激に進み、調達価格が半額以下にまで下落する一方、高い調達価格の権利を保持したまま運転が開始されない案件が大量に滞留することで、①国民負担の増大への懸念、②新規開発・コストダウンが進まない、③系統容量が押さえられてしまう等の課題が顕在化しています。 このため、2018年12月に、国の審議会での議論及びパブリックコメントの手続を経て、ｉ運転開始のタイミングに合わせた適正な調達価格の適用、ⅱ運転開始期限の設定等　について、措置いたしました。具体的に、期限までに運転開始準備段階に入った（系統連系着工申込みが不備なく受領された）か否かで当該措置を適用するかを決定することとしており、例えば2MW未満の案件は、2019年3月31日までに系統連系工事着工申込みが受領されれば、従来の調達価格が維持され、間に合わなかったものは、運転開始準備段階に入った時点の2年前の調達価格を適用することになりました。 なお、現在、林地開発の許可については、系統連系工事着工申込みの時点で基礎となる許可が取得できていれば、その後、当該許可に変更が生じたとしても、それに伴って再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請が生じない限り、再度の着工申込みは求めないこととしています。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件	事実誤認／現行制度下で対応可能	再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、ＦＩＴによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 なお、制度の現状に記載のとおり、系統連系工事着工申込みの時点で基礎となる許可が取得できていれば、その後、当該許可に変更が生じたとしても、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請が生じない限り、再度の着工申込みは求めておりません。 ただし、高い調達価格の権利を保持したまま運転が開始されない案件が大量に滞留することで、①国民負担の増大への懸念、②新規開発・コストダウンが進まない、③系統容量が押さえられてしまう等の課題へ対応するため、系統連系工事着工申込みの有無で、「運転開始準備段階」に入ったかどうかを判断し、未稼働対策措置を決定することとしています。そして、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請を伴うような土地の追加は、「運転開始準備段階」に至っているとはいえないことから、調達価格の変更となる可能性があります。
FIT	FIT太陽光発電設備におけるリユースパネル利用枠の創設	・太陽光発電パネルのリユース産業のエコシステムを構築するため、FITにおいてリユースパネル利用枠を創設する	・2019年から住宅太陽光発電においてはFIT期間を満了する案件がでてきており、今後太陽光発電のリユース/リサイクル市場を急ピッチで立ち上げていく必要がある。 ・廃棄太陽光パネルをリサイクルするよりも、リユースしたほうが低コストで、再エネ導入にしする。他方メーカー保証が難しいリユースパネルを使用した太陽光発電市場の立ち上げを市場に任せると慎重にならざるを得ず、相当な時間を要すると考えられる。 ・そのため太陽光パネルのリユースパネル市場の立ち上げを促進するため、FITにおいてリユースパネルを用いた発電所を支援する区分を設け、太陽光パネルのリユースを促進することを提案する。	経済産業省	FIT制度における太陽光発電の価格区分は、これまで、発電設備の出力規模、自家消費型の地域活用要件該当性、出力制御対応機器の設置義務の有無により分類を行っており、太陽光パネルの違いによる分類は行っていません。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則	検討を予定	FIT制度は、再生可能エネルギーに係る費用負担を広く社会全体で支える仕組みであり、国民負担により成り立つ制度であることから、その水準を抑制することが重要です。 FIT制度の支援を受けた設備は、既に国民負担の下、支援を受けて投資回収を終えていると考えられることから、同じ設備に対して二重の支援を行うことはできません。なお、調達価格区分について、今後必要性や妥当性が認められた場合には適宜見直しを行うことといたします。
FIT	環境負荷の高い燃料輸入型のバイオマスのFIT/FIP制度からの対象除外	現状ではバイオマス発電は「カーボンニュートラル」として再エネに位置づけられているが、森林を大規模に伐採してチップやペレットとし、木質バイオマス発電の燃料とする場合には、むしろCO2排出を増やす。特に、海外での大規模伐採が大きな問題となっているため、燃料輸入型のバイオマス発電については、石炭との混焼により「発電効率を改善」できることとなっており、石炭火力発電の温存にもつながっている。そこで、環境負荷の高い燃料輸入型のバイオマス発電は、FIT/FIP制度の対象から外すべき。		経済産業省	FIT制度の認定対象となるバイオマス発電については、燃料を輸入しているかどうかによる違いはありません。また、2020年度時点で、FIT制度の新規認定の対象となる農産物の収穫に伴って生じるバイオマスは、主産物はパーム油、副産物はPKS及びパームトランクのみとなっています。 未利用の木質バイオマス、一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料又は建設資材廃棄物と石炭を原料とする燃料を混焼する案件は、2019 年度よりFIT制度の新規認定対象となっていません。また、一般廃棄物・その他のバイオマスと石炭（ごみ処理施設のうち焼却施設におけるバイオマス発電設備において混焼されるコークスを除く。）を混焼する案件は、2021年度よりFIT制度の新規認定対象となりません。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件 事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電） https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_legal.html	検討に着手	バイオマス発電については、第５次エネルギー基本計画において、「安定的に発電を行うことが可能な電源となりうる、地域活性化にも資するエネルギー源」と位置付けられています。再生可能エネルギーを主力電源化していくためには、バイオマス発電が安定的に稼働することも重要であり、国内のバイオマス燃料の供給量には変動があるという実態を踏まえると、バイオマス発電を安定的に稼働させる観点から輸入燃料を活用するという考え方もあります。また、内外無差別の原則等、国際的な通商取引や投資のルールと整合的であることも必要です。こうした点を踏まえ、現行では、バイオマス発電のうち輸入燃料を用いるものも支援対象としています。ただし、未利用の木質バイオマス、一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料又は建設資材廃棄物と石炭を原料とする燃料を混焼する案件は、2019年度より新規認定対象外となっています。また、一般廃棄物・その他のバイオマスと石炭を混焼する案件についても、2021年度より新規認定対象外となります。 加えて、バイオマス発電の新規燃料の取扱いについては、2019年度の調達価格等算定委員会において、食料競合への懸念が認められない燃料かつライフサイクルGHG排出量を含めた持続可能性基準を満たしたものを支援対象とする、という意見が取りまとめられており、現在、審議会にて専門的・技術的な検討を進めているところです。